

令和4年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年3月3日から令和4年3月17日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年3月3日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	田 中 啓 太
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五 十 嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀 四 郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎



◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、11番、五十嵐一夫君、12番、酒井育子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日3月3日から3月17日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月3日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告3件を提出いたします。

まず、町長から報告1件の提出がありました。議長報告第1号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」であります。

朗読を省略して、内容の説明を求めます。

議長報告第1号について、説明願います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

皆さんおはようございます。

私から、議長報告第1号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」ご説明を申し上げます。

議会に対する町長報告書作成規程に基き、先の議会からの懸案事項及びその他の事項について報告いたします。

一般質問に対して実施または検討するとした事項についてご報告いたします。

生活課分、(1)令和3年第4回定例会、7番、小畑博司議員。第1、町民の危機にどう対応するのか、1、長引くコロナ禍で苦境に立たされている方々への支援はいかに。

コロナ禍の相談窓口を町民全体の耳に入るよう防災無線を活用して呼びかけることに対し、関係部署と協議し検討すると答弁したことについては、検討の結果、実施(着手)しないであります。

内容につきましては、町民の皆さんに相談窓口を広く知っていただくことは、とても大切なことであります。相談内容は多岐にわたることから、広報紙やSNSなどを活用して、わかりやすく丁寧に、詳細をご案内することが重要と捉えております。皆様の目に留まりやすいお知らせの方法、発信の工夫に努めてまいります。

建設課分、(2)令和3年第4回定例会、11番、五十嵐一夫議員。第4、町長公約の実現のため、健康づくり、産業振興、地域づくりをブレンドしての、「坂下中央公園」「ばんげひがし公園」の整備と南幹線ウォーキング支援への提案について。

坂下中央公園の整備不足を認識していると答弁したこと、ばんげひがし公園への休憩施設設置を前提に取り組むと答弁したこと及び南幹線へベンチを設置する仕組みづくりが必要と答弁したことについては、検討の結果、次年度以降に実施(着手)であります。

内容につきましては、坂下中央公園の整備については、まず防犯上の観点から樹木等の除却を進め、開かれた空間づくりを進めてまいります。

ばんげひがし公園への休憩施設設置については、令和4年度に利用者アンケートを実施するなど利用者のニーズを把握し、公園施設の定期点検結果への対応と併せて、安全、安心な公園の整備を進めてまいります。

南幹線へのベンチ設置については、設置に向け景観や安全面に配慮した設備、バス停を含めた設置場所等の選定を進めてまいります。

建設課分、(3)令和3年第4回定例会、2番、蓮沼文明議員。第2、冬期間の町道等に係る除雪対策事業について。2、老人世帯が年々増加するなか、集落の生活道路の除雪について、町の取り組み方針を伺う。

町道等の除雪作業に係る行政区要望に対し丁寧な対応を行うと答弁したことについては、継続して内部で検討中であります。

内容につきましては、生活道路の除雪については、共助の精神のもと、各行政区並びに関係団体と情報共有及び連携強化を図りながら取り組んでまいります。

なお、国・県の補助メニューの活用も視野に入れながら、各行政区の現状に合った、新たな仕組みづくりを進めてまいります。

産業課分、(4)令和3年第4回定例会、7番、小畑博司議員。第2、農業を柱としたまちづくりはどのように考えているのか。5、優良な農業技術や農地の第三者継承を支援するシステムを構築できないか伺う。

農家バンクのような仕組みづくりを検討すると答弁したことについては、検討を終え実施(着手)に向け準備中であります。

内容につきましては、離農等による農地も含め機械や技術等を第三者に継承する意向がある方の情報を、広報やホームページなどにより広く情報提供し新規就農者等の受け手の確保につながるようなマッチング業務を進めてまいります。

産業課分、(5)令和3年第4回定例会、11番、五十嵐一夫議員。第2、公衆トイレが新築しましたが、既設トイレを含め維持管理について伺う。1、新しく改築された立木観音の公衆トイレの維持管理はどのようにしているのか。

令和4年4月以降のトイレの管理に係る利用時間の延長、午後5時まで等を協議すると答弁したことについては、継続して内部で検討中であります。

内容につきましては、関係者との協議を継続し、利用者が利用しやすいトイレの管理をしてまいります。以上、報告とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

続いて、議長報告第2号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第3号「諸般の報告第1号について」であります。朗読・説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

以上をもって報告を終わります。

◎町長の挨拶

◎議長(水野孝一君)

日程第4「町長施政方針について」説明を求めます。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)(登壇)

改めて、皆さんおはようございます。

本日ここに、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまして、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

この機会に、当面する町行政の諸問題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を仰ぎたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が始まってから2年が経過しておりますが、昨年末に確認された感染力の強いオミクロン株の登場により、世界各地で新規感染者数が過去最高を更新するなど、いまだ終息の兆しが見えておりません。日本国内において

も同様であり、2月5日には10万人を超える新規感染者が確認されるなど、多くの感染者が発生する状況が続いております。

本町におきましても、1月11日に再び感染者を確認して以降、新規感染者の発生が続いておりますが、町民皆様には基本的な感染対策の徹底や、ワクチン接種などへのご協力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。なお、福島県内においては、まん延防止等重点措置期間が3月6日まで継続されておりますので、引き続き県と足並みを揃え、感染拡大防止対策を講じてまいります。

このようなコロナ禍の中でも、先日中国北京で開催されました冬季オリンピックにおきましては、日本代表選手の活躍、また奮闘する姿を目にし、勇気と感動を与えていただきました。また、3月4日に開幕する冬季パラリンピックにおきましても、猪苗代町出身の鈴木猛史選手をはじめ、多くの選手の参加が予定されており、オリンピックに引き続き選手皆様の活躍が期待されるところです。

コロナ禍の厳しい状況ではございますが、町民の皆様様の生命や財産を守るとともに、私の公約でもあります「次の時代を担う若い人たちがまちづくりの主役であり、若い世代が活躍できる会津坂下町」を目指して、第六次会津坂下町振興計画に沿って、令和4年度の施策や事業を策定いたしました。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

はじめに、「非課税世帯等臨時特別給付金の執行状況」について、申し上げます。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、コロナ禍の影響が長期化し、困難に直面する住民税非課税世帯への支援を行うため、2月16日に確認書を発送いたしました。2月28日には第1回目の給付を行い、103件1,030万円を各世帯へお渡ししたところであります。今後も順次審査を終えたものから支給手続きを行い、毎週定期的に給付してまいります。また、家計急変世帯の給付に関しましては、3月中旬を目途に申請受付を開始し、審査決定後、速やかに給付してまいります。

次に、過疎対策について申し上げます。

人口減少を緩やかにし、持続可能なまちづくりを進めていくために、令和4年度実施計画には過疎対策を最重点事業として位置付け、三つの人口対策に取り組んでまいります。

「交流人口対策」としては、会津坂下町過疎対策協議会を設置し交流人口の拡大に取り組みます。

「関係人口対策」としては、地域おこし協力隊を積極的に採用し町の活性化を図ります。また、ふるさと納税の推進により町の応援者を増やします。

「定住人口対策」としては、住宅取得支援補助金を創設し若者世代の町外からの流入を促進するとともに、町外への流出を防止します。また、企業誘致の推進と婚活事業としての出会いの場の創出を近隣市町村との連携により実施します。

これら三つの対策に加え、不妊治療支援と子育て支援の充実を図り、過疎対策に総合的に取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。

令和3年度のふるさと納税については、前年度を大きく上回る寄附額で推移しております。税の申告期限を経過する1月以降は、例年、落ち着きを見せておりましたが、現時点で前年実績を大きく上回る申し込みをいただいております、年度末には2億6,000万円となる見込みであります。

令和4年度以降もさらに多くの方にご寄附いただけるよう、新たな返礼品の追加、PRに取り組むことで、過疎対策等、まちづくりの貴重な財源として有効に活用してまいります。

次に新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について申し上げます。

3回目のワクチン接種については、2月1日より接種を開始いたしました。接種可能な時期が年齢によって異なりますが、準備が整い次第、ワクチン接種券を順次発送し、接種を希望される町民の皆様が安心して受けられるよう準備を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、診療控えが見られるなど医療費全体が減少となる見込みです。その傾向は今後も続くものと想定しております。

しかし、今後、変異種の影響やワクチン接種の開始など、国民健康保険事業にどう影響してくるのか予断を許しません。国・県等と連携を密にし、事業の適正運営を図ってまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

「みんながつながる生きがいのある健康長寿社会」を基本理念とし、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画がスタートし、中間である2年目を迎えます。事業計画に基づき、地域で高齢者を支え合うしくみづくりや、要介護状態の予防、介護給付費等に要する費用の適正化を図ってまいります。また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁整備事業については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早期措置が必要と判定された長井橋の橋梁修繕工事を進めていくとともに、鶴沼川橋ほか11橋の道路橋梁定期点検、丈助橋の測量設計、橋梁長寿命化修繕計画の更新を進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業については、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて4戸6棟の家屋移転を進めてまいります。

次に、町営住宅改修事業については、既存町営住宅の長寿命化対策として、古町川尻団地3号棟及び4号棟の給水設備等改修工事を進めていくとともに、長寿命化修繕計画の更新を進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道整備面積拡大のため、坂下中央処理区において約1.2km、坂下西処理区において約190mの管渠埋設工事を進めてまいります。

建設事業につきましては、いずれの事業も年度内完了に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

はじめに、令和3年産米の需給調整対策については、県から配分された主食用米作付面積の目安である2,000haを目標として、新規需要米・政府備蓄米などの水稲作付による需給調整の取組みを大きな柱に推進したことにより、作付面積の実績は2,029haとなり、概ね目標面積を達成したところであるとともに、新規需要米などへの転換により国県交付金を活用した確実な農業所得の確保につながったものと考えております。

令和4年産米の需給動向については、近年の人口減少や食の多様化等に加え、コロナ禍の影響による外食産業等の需要が回復せず、民間在庫も令和3年産米に加え令和2年産米が大量に存在していることから、早急な需給環境改善が見込めない状況にあります。

このような状況から、本町へ配分された令和4年産米作付面積の目安は、前年比で約5%減の1,893haとなったところであり、水稲を農業経営の中心とする本町農業においてさらなる需給調整の強化は、米価回復の兆しが見えない中で大変厳しい状況にあると認識しております。

町といたしましては、昨年同様に農家所得の確実な確保を最優先課題に位置付け、新規需要米や政府備蓄米等、水稲作付による需給調整を推進するとともに、生産コスト縮減や省力化に向けた新たな技術導入を促進してまいります。また、水稲以外の作物への転換に関しましても地域性や圃場条件に適した作物導入を推奨し、土地利用型作物や高収益園芸作物の導入を並行して推進してまいります。

なお、例年開催しておりました地区説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止といたしました。町や方針作成者が一体となり農業者からの相談等に当たってまいります。

次に、多面的機能支払交付金事業については、令和3年4月から只見川流域において、新たに事業に取り組む5集落を加えた12集落が構成集落となり「坂下西部地域多面的機能広域協定組織」を組織し、本格的に活動を行っているところであります。

今後も、交付金を有効活用しながら農業・農村の有する多面的機能が適切に維持、発揮されるよう支援を継続してまいります。

また、令和2年7月28日から29日の豪雨により発生しました船窪地区の白子沢ため池の災害復旧事業について、令和2年度からの繰越事業となりましたが、令和3年11月10日に竣工いたしました。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した町独自支援策について申し上げます。

ばんげ応援商品券については、年末までの利用となっておりますが約97%の換金がされました。また、感染防止対策事業者応援金については、応援金・一時金合わせて約500件の申請があり、順次交付しております。

学生生活支援事業の町物産品発送事業については、申請のあった340件分の発送を全て完了いたしました。物産品を受け取った学生からは感謝の声もいただいております。

次に、観光物産関係については、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響により、予

定されていた各種イベント等が中止されておりますが、姉妹都市である埼玉県北本市で市制施行 50 周年を記念して、1 月 15 日に市役所前で開催されたアンドグリーンマーケットで、本町の特産品の販売及びPRを実施してまいりました。当日は、三宮北本市長も来場され、本町の特産品をご購入いただきました。

次に、祭り関係については、1 月 14 日に「坂下初市」を開催しました。昨年に引き続き今年についても規模縮小ということで「福豆俵撒き」などは中止せざるを得ませんでした。感染対策を講じながら市の開催並びに「大俵引き」行事を実施できたことは、大変喜ばしいことであります。

新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を大きく受けている商工観光部門でございますが、今後も感染状況を注視しながら、事業者への支援とあわせ、積極的に商工業・観光の振興につながる事業を推進してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため 2 度にわたり延期しておりました「令和 2 年度成人式」は、1 月 9 日に坂下中学校体育館において 82 名出席のなか無事開催することができました。実施に向けてご尽力いただきました新成人による実行委員はじめ、来賓、関係者の皆様方には感謝申し上げます。

なお、同じように延期されました令和 3 年度成人式は、本年 8 月に開催予定で関係者の皆さんと準備調整を行っております。

小中学校・幼稚園・保育所における、新型コロナウイルス感染者の発生状況におきましては、1 月下旬から 2 月上旬にかけて、数名の感染確認があり、感染拡大予防の観点から学級閉鎖や学年閉鎖を行いました。

感染が拡大する恐れのある場合における対応につきましては、国の示したガイドラインを基本としておりますが、乳幼児・園児・児童生徒やご家族の安全安心を最優先しながら、引き続き感染対策をしっかりと行い教育活動や子育て支援を継続してまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

はじめに、現在実施しております児童 1 人当たり 10 万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業の進捗状況について申し上げます。

児童手当受給者及び申請が必要な方への振込を実施しており、2 月末までに 1,073 件 1 億 9,170 万円を給付いたしました。あわせて所得要件により子育て世帯への臨時特別給付金に該当しない方への子育て世帯支援給付金についても、2 月 25 日より給付を開始いたしました。引き続き該当する全世帯への給付に向けて事業を進めてまいります。

また、子育てふれあい交流センターの北側屋根塗装等について、令和 4 年度に修繕工事の実施を予定しております。

今後も施設の整備とともに、子育て支援の拠点としての機能を充実させ、切れ目のない子育て支援を継続して行い、子育てに喜びを感じられ、子どもが心身ともに健やかに育つ町を目指してまいります。

次に、本定例会に上程します主な議案の概要について申し上げます。

はじめに、会津坂下町課等設置条例の一部改正について申し上げます。新庁舎建設に

向け庁舎整備課を新たに設置し、新庁舎建設に係る具体的な事業開始に合わせ、検討委員会や議会を踏まえたうえで早期に建設できるよう、全庁的な取り組みとして関係部署と横断的な施策調整を図ってまいります。また、政策財務課内に移住定住推進班を新設し、移住定住や地域おこし協力隊など、町の未来を担う若者世代の流入の増加を図るとともに流出を防ぐため、過疎対策事業を総合的に進めてまいります。

次に、令和4年度一般会計予算及び各特別会計予算について申し上げます。

はじめに令和4年度一般会計当初予算について申し上げます。

令和4年度当初予算の予算総額は、前年度当初予算と比較して2億5,000万円の増の75億円としました。

今も感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期しつつ、第六次会津坂下町振興計画に示した、やっぱり“ばんげがいい！”と思えるまちを目指して、実施計画に基づく各種事業に取り組んでいくための予算編成としております。

歳入の主なものといたしましては、町税が15億212万4千円であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の縮小を大きく見込んだ前年度当初予算と比較し、8,977万5千円増と見込んでおります。

また、地方交付税は29億8,063万8千円であり、前年度当初予算から3,798万2千円の減と見込みました。これは、国の地方財政の見通し、並びに普通交付税の算定方法に関する資料などから積算いたしました。

また、町債は、前年度当初予算と比較し2億8,626万9千円減の2億6,914万1千円を計上いたしました。大きく減額となっている要因は、臨時財政対策債が大きく減額となったことと、坂下厚生総合病院の建設負担金が終了したことによるものです。

歳出におきましては、町民の生活を守るため、新型コロナウイルス感染症予防対策の予算を最優先で確保するとともに、第六次会津坂下町振興計画実施計画で「重点的に進めること」としてお示した事業を中心に、子育て・教育、健康づくり、福祉の充実、産業・商工業の振興のための予算としております。

特に、地域おこし協力隊の増員、若者定住促進の住宅新築等補助による過疎対策事業や、新庁舎建設に向けた事業などに、機構改革による新たな人員体制で取り組んでまいります。

また、同時に財政健全化アクションプランの実施により、財政の健全化に向けても着実に前進しておりますので、令和4年度におきましても、継続して取り組みを進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、17億8,177万2千円で前年度当初予算と比較して、3.0%減となりました。

歳入の主なものは、国保税3億1,710万4千円、県支出金12億1,176万9千円で、歳入総額の85.8%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費11億8,003万9千円で歳出総額の66.2%を占めております。国民健康保険事業費納付金は、県へ納める費用として4億5,720万1千円を計

上いたしました。

保健事業費につきましては、前年度は健康管理センターの高圧受変電設備更新工事を計上したため、前年度比1,267万9千円減となっております。

なお、6月の国保税本算定の際には、県の本算定における国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を考慮し、歳入歳出全般にわたり再度計算を行い、必要に応じた税率の見直し及び補正予算を提案する考えであります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、23億7,404万8千円となり、前年度当初予算と比較して、345万2千円の減となりました。

歳入の主なものは、支払基金交付金が6億15万円で歳入総額の25.2%を占めており、国庫支出金5億6,857万2千円、県支出金3億4,197万4千円は、それぞれ負担割合により計上しました。

歳出の主なものは、保険給付費21億7,696万4千円で、歳出総額の91.7%を占めており、施設介護サービスの利用増を見込み、対前年度比1,135万3千円増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算総額は、2億20万6千円となりました。

歳入の主なものは、保険料が1億4,641万3千円、一般会計からの繰入金金が5,303万7千円であります。

歳出の主なものは、広域連合への納付金が1億9,828万5千円で、歳出総額の99%を占めております。

次に、下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、5億3,790万円となり、前年度当初予算と比較して、290万4千円の減額となりました。

歳入の主なものといたしましては、負担金、使用料、国・県補助金、町債及び一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、坂下西、坂下東及び坂下中央浄化センターの維持管理費や、坂下西及び坂下中央処理区の管渠埋設等に係る実施設計費及び工事請負費などでありま

す。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

予算総額は、1億8,891万7千円となり、前年度予算と比較して1,387万5千円の減額となりました。

歳入の主なものとしては、国庫補助金、一般会計繰入金及び保留地処分金を計上しました。歳出につきましては、建物移転等の補償費等が主なものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、6,744万円となり、前年度当初予算と比較して、143万円の減額となりました。

歳入の主なものといたしましては、使用料及び一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、窪倉、合川、陣が峯城及び長井浄化センターの維持管理費等であります。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入総額 5 億 1,542 万 7 千円に対し、支出総額 4 億 8,762 万 5 千円となり、税抜き当期純利益を 1,655 万 1 千円と見込んだところであります。

収入の主なものといたしましては、営業収益の水道使用料及び営業外収益の他会計補助金であります。支出の主なものといたしましては、営業費用の受水費及び施設管理委託料、並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入総額 2 億 945 万 1 千円に対し、支出総額 3 億 2,910 万 7 千円となり、不足額 1 億 1,965 万 6 千円は、過年度分損益勘定留保資金等により補てんしたいというものであります。収入の主なものといたしましては、企業債であり、支出の主なものといたしましては、県道会津坂下会津高田線の重要給水施設配水管事業、下水道工事に伴う配水管布設替工事費等、及び水道施設配電盤設備更新工事並びに企業債償還金であります。

今後も、有収率の向上と経費の節減及び事務の合理化等により、経営の効率化を進めてまいります。

なお、会期中に令和 3 年度一般会計及び特別会計の補正予算等を追加提案することで準備をいたしております。

最後に、今定例会において上程した議案は、人事案件 3 件、条例の制定 1 件、条例の改廃 9 件、当初予算 8 件、町道路線の認定等その他 3 件、専決処分の報告とその承認 1 件の 25 議案となりました。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第 2 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、議案第 2 号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第 1 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、議案第2号「専決処分の報告及びその承認について」専決第1号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,974万9千円を追加し、歳入歳出の総額を96億1,440万2千円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

本補正予算は「地方自治法179条第1項」の規定により2月14日付けで専決処分したもので「同条第3項」の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。補正予算の内容は、今年度の度重なる積雪に対応するため除雪費の予算が不足となったものでございます。予算計上額のほか、これまで予備費を4,539万円充当してまいりましたが、2月14日以降の除雪対策費を確保するため補正予算を編成したものでございます。

1ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。事項別明細書の1ページをご覧ください。

1総括、歳入についてご説明いたします。

歳入は18款繰入金で補正前の額95億8,465万5千円、補正額2,974万9千円の増、補正後の額96億1,440万2千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出は、8款土木費で、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。

3ページをご覧ください。

2歳入について説明いたします。

18款1項1目財政調整基金繰入金は2,974万9千円を繰り入れするもので繰り入れ後の基金残高は4億9,274万円となるものでございます。

4ページをご覧ください。

8款2項2目道路維持費、3節職員手当等は職員の除雪出動等にかかる時間外勤務手当でございます。10節需用費は除雪車等の燃料費及び修繕料であります。13節使用用及び賃借料は除雪委託路線の除雪機械賃借料であります。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

2点ほどございます。

まず1点目、国交省の、今、各市町村にヒアリングを行っていると思うんですけども、そのヒアリングも終わったところだと思うんですが、その中で、こういった使い方をしたときの補てんについては、どのようなご説明になっているのかお伺いします。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

今ほどのご質問でございますが、正式に回答はいただいております。ただ、当然、坂下町も含めて会津管内の市町村で要望等々も出ささせていただいておりますので、いずれは補てんされるものと認識しておりますが、まだ正式な回答をいただけていないという現状でございます。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

2点目なんですけれども、専決についての議会での申し合わせについてなんですけど、まず、これについては既に執行されているんでしょうか。もし執行されているのであれば、申し合わせというのがあったんですけど、それについてどのようにお考えになって、そのような判断をなされたか、お願いいたします。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

先ほど政策財務課長のほうから予算の説明はされました。2月14日付けで専決というような形でございますが、若干経過を説明させていただきますが、シーズンを迎える前は、かなり気温が下がるというような長期予報がなされておりました。当然、除雪体制は直営路線、それから委託路線と含めて、事前に会議等々意見交換を行いながら、万全の体制でシーズンを迎えたわけでございますが、1月に入りまして、連日降雪があって、1月の支出について、特に委託路線の機械の借上料が当初予算の範囲内では足りないという状況がございました。

これについては、先ほど政策財務課長の説明のとおり、予備費からの充当というような形で対応させていただきましたが、その後、2月の頭にも連日降雪が続いて、当然、

先ほど申しあげました予備費からの充当だけでは足りないというようなことで、2月6日付けで再度予備費から1,564万7千円ほど充当させていただいた経過がございました。2月6日以降も降雪がございまして、当然、早朝からの出動等々があつて、なかなかこれ以上予備費からの流用だけでは対応しきれないというようなことで、内部で協議をさせていただいて、2月の14日付けで2,974万9千円の専決補正予算を組ませていただいたというようなことであります。

具体的に早朝の出動回数等々をご報告申し上げますと、12月は2回、1月が15回、2月が6回でございました。今後の見込みも含めますと、3月気温、地温も上がってきてございますので、よほどの寒波が入り込まない限りは早朝の除雪の出動はないものと想定はしておりますが、1回程度の出動を見込んでおまして、結果として2月14日、今回の専決補正の予算の範囲内で収まるであろうという見込みは立てておりますが、こればかりは自然が相手でございますので、いずれにしてもシーズン終わりまで除雪路線の除雪に関しては、当然担当課としても住民の皆さんにご迷惑をかけないような形で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

一部執行されていないところもあるということですね。それについて、町長、議会との申し合わせについてどのようにお考えなのかお伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

今回の補正予算の枠内にまだ収まっておりますので、執行されていない額というのは、当然あります。実際その2月末までで機械の借り上げ以外の除雪費も含めますと、支出累計が1億1,267万6千円ほどでございまして、この時点で残予算が740万円ほどの予算残、現時点でなっておりますので、そちらは当然まだ執行されていないというような形であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長 (水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

今年の降雪につきましては、他市町村も雪害対策本部とか設置されたところもあるようでございますが、大方、降雪量はそうでもない、ただ温度が低かったので解けないところにまた降ってくることで、私のところなんか来て見ていただくとわかるんですが、まだ雪に埋もれているというような状態でございます。

その国との関係で、支援を受けるにあたって、その雪害対策本部、あるいは豪雪対策本部をつくると、設置するとしないとでは、どういう違いというのがあるのかなのか、教えていただきたいと思えます。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長 (水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

今回の豪雪につきましては、町としましては対策本部は設置しなかったという部分でございます。断続的に雪が継続的に降っていたということで、累積の降雪量につきましては、結構な量になるようではありますが、対策本部、改めて対策本部は設置しなかったという状況になっております。

実質的に除雪の対策費につきましては、災害が発生したときには災害対策本部として立ち上げながら、緊急対策支援金という形で国のほうから出るわけでございますが、今回の除雪に関しましては、社会総合整備資本のほうからの交付金でありますので、そちらの部分の増額要請ということで、会総協も含めて国のほうに要望をあげているというふうな状況になっておりますので、対策本部が設置したから除雪費のほうの交付金はこないという部分ではございませんので、あくまでも除雪費としてこのぐらいかかっている、社会資本総合資金のほうから交付金として追加要請を行うという部分で捉えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上であります。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに質疑は。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長 (水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

先ほど赤城議員の質問なんですが、専決の額について議会との申し合わせがあったの

ではないのかというようなただしだと思っておりますが、全くそのとおり、議会と行政側には申し合わせがあったということに、今でもそれはそのとおりやっているわけですが、先ほど建設課長からも説明あったように、2月の6日以降で底をついたというような話があって、当然、除雪路線委託もしておりますから、2月の支払いも出るからというようなことで、全然払える枠がないわけですから、やむを得ず専決というような、私、決断させていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいというふうにお願いします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第2号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第1号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
休憩のため休議といたします。 （午前10時56分）  
再開を11時5分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 （午前11時05分）

◎議案第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、議案第 3 号「教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

なお、本案の該当者が、本案の審議終了まで暫時、自主退席・退場をいたしますのでご了承願います。

（鈴木教育長 退席・退場）

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

議案第 3 号「教育長の任命につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

鈴木茂雄氏につきましては、平成 31 年 4 月 1 日より教育長としてお務めをいただいておりますが、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

鈴木教育長には、高い識見をもって、振興計画に掲げる「自ら学び、学び合う「ひとつづくり」、をはじめとした教育行政を巡る諸課題に対し精力的な取り組みをいただいております、その業績には顕著なものがあります。引き続き教育長として教育行政進展のため、ご尽力をいただきますようご推薦を申し上げるものであります。

なお、任期につきましては令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間であります。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第3号「教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。  
この採決は起立をもって行います。

(「議事進行」の声あり)

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

この票決にあたっては、投票で行うように求めます。

◎議長(水野孝一君)

ほかにございませんか。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

同じく無記名投票で票決されることを望みます。

◎議長(水野孝一君)

ただいまの議長の宣告に対し、2人以上からの異議がありますので、会議規則第81条第2項の規定により、無記名投票で採決いたします。  
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖・出入口施錠)

◎議長(水野孝一君)

ただいまの出席議員数は、議長を除き 13 名であります。  
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 13 番、青木美貴子君、1 番、目黒克博君の 2 人を指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

◎議長（水野孝一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「配付漏れなし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

(投票箱点検・施錠)

◎議長（水野孝一君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、無記名であります。本案を可とする諸君は「賛成」と、本案を否とする諸君は「反対」と記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。「白票」及び「賛成」「反対」のいずれとも確認しがたい投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対と見なして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

(点呼・議員投票)

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(開票)

◎議長（水野孝一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 13 票。これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち賛成 13 票。反対 0 でございます。

以上のとおり賛成多数であります。

議案第 3 号「教育長の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

（出入口解錠）

◎議長（水野孝一君）

鈴木茂雄君が再入場・着席いたしますので、ご了承願います。

（鈴木教育長 再入場・着席）

◎議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、議案第 4 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

なお、本案の該当者が、本案の審議終了まで暫時、自主退席・退場をいたしますのでご了承願います。

（仙波監査委員 退席・退場）

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

議案第 4 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

現在、代表監査委員としてお務めをいただいております仙波利郎氏につきましては、平成 26 年 4 月 4 日に選任されて以来、会津坂下町の健全な予算の執行と各般にわたる事業の運営に、適切なるご指導とご助言をいただくとともに、専門的な知識と経験をも

って、監査業務にご尽力をいただきました。そのご功績に対しまして、心から感謝と敬意を申し上げる次第であります。

仙波氏におかれましては、令和4年4月3日に任期満了となりますが、わが町の監査委員として大変ふさわしい方であることから、引き続きご推薦申し上げる次第であります。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

まず仙波氏においては2期8年が過ぎました。これから3期目ということでもあります。県内におきまして、8年以上在籍するというのは比較的、非常にまれで、平成24年度のデータで見ますと0件です。ほとんどが4年度で終わって替わられております。長い間職務に就く、このことについて、弊害についてはどのような認識をお持ちなのか伺います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

8年やって、過去の例から見ると長かったというような判断かもしれませんが、この8年間やっていただいて、特別、私からこれが弊害だったなというものは特に見あたっていないというふうに私は認識しております。そしてまた、仙波さんの見識にも、今までの監査していただいている中で、私も感心している一人でもございますし、また、中身については鋭いところも見ていただいているなというふうに思っておりますので、町の財政健全化、これからもそれに目指して進んでいかなければならないこと時期に、続投していただきたいというのが私の考えであります。ご理解賜りたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

もう1点お尋ねいたします。わが町の監査委員の条例、監査基準によりますと、もちろん財務のチェックは必要であります、そのほかとして、重要なこととして、事務事業の管理、合理的、効率的、それから有用性、町の行財政の効率とか有効性とか、そういったことの監査をするということも非常に大きな点としてあげられています。

しかしながら、現在でみるには、わが町だけではないんですが、経済性、それだけ、帳簿上の整合性のチェックのみに終始しているのではないかという感覚があります。本来もっている経済性、合理性、また有効性であるとか、そういったことについての監査委員の任命については、どのように判断、評価なさっていますでしょうか。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

監査委員、例月出納検査等におきまして、町としましても事務処理要領という部分の事務の流れについての規則はございます。その中につきましては、監査委員のほうから、ここはこうカットというか、事務処理を短縮、削減したほうがもっと事務の流れがスムーズではないか等々につきましては、例月検査の中でもご指摘をいただいているところでありまして、そのご意見をいただきながら、町としてもその適正な事務処理はもちろんですけども、コンプライアンスの部分では重要であります、事務の流れの簡素化できる部分については簡素化していくという流れで、事務処理要領の部分を指導あるごとく改めさせていただいているというふうな流れで、今現在、進んでいるというような状況でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議案第 4 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」反対の立場から申し上げます。

平成 30 年 9 月議会、平成 29 年度水道事業特別会計決算認定において不適切な会計処理により認定がなされませんでした。その不適切な会計処理に対して、監査委員からの議会への釈明、陳謝はなされていないと認識しています。

令和 3 年 9 月議会での令和 2 年度下水道事業特別会計、令和 2 年度農業集落排水事業特別会計の決算認定において、消費税について過誤納付という会計事務のミスがありました。監査の意見書には、議会承認を得ているが、長期間にわたる誤った取り扱いについては反省すべき点が多いと記述されています。しかし、議会への監査委員からの釈明、陳謝はなされていないと認識しています。

監査委員は町における執行機関の重要な役職であります。その役職者から議会への明快な釈明、陳謝がなされていないというのは不見識であります。監査委員を務めていただきましたが、再任ということで同意したのでは、議会の見識が問われるものであり、本議案に反対します。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに討論はありませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長 (水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

私は反対の立場で討論をいたします。

やはり監査という非常に重要な職務でありますので、長期にわたってしてしまうと、先ほどの質疑でお答えいただきましたが、決して長いからやめるということではなくて、あくまでも健全性を保つという意味では、やっぱり 3 期、これから 4 年間というのは少し長過ぎるのではないかと、やはり思います。

町当局から示される監査資料そのものは間違いないんだというような、いわゆる無謬性というものはありますけれども、そういう心持が少しでも芽生えてしまうと、ちょっと危惧いたします。決してそのようなことは当氏においては信じておりますが、やはり健全性を保持するため、そして事務事業に対する有効性であるとか、効率性なども含めた報告が、私たちにとっても町民に対してもあるべきだというふうに思います。ただ、数字の予算上、また決算上の数字だけを並べていただくことだけではな

くて、一番大切な事務事業の有効性、効率性、このことをしっかりと報告していただきたい。

そしてもう1点ですが、ただ報酬はちょっと安すぎると私は思っているんですけども、このことは将来考えていただいて、今回の人事案件については、長期にわたってしまふこと、健全性にひよっとしたら問題が生じる恐れがありますので、きっちりと私はここで反対をさせていただきます。以上であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

（「議事進行」の声あり）

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎9番（山口享君）

無記名による投票による採決を望みます。また、議場の閉鎖を望みます。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

私も議事進行ということで、票決については、無記名投票でお願いしたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ただいまの議長の宣告に対し、2人以上からの異議がありますので、会議規則第81条第2項の規定により、無記名投票で採決いたします。

この採決は無記名による投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖・出入口施錠)

◎議長（水野孝一君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き 13 名であります。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番、蓮沼文明君、3 番、物江政博君の 2 人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

◎議長（水野孝一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「配付漏れなし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

(投票箱点検・施錠)

◎議長（水野孝一君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、無記名であります。本案を可とする諸君は「賛成」と、本案を否とする諸君は「反対」と記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。「白票」及び「賛成」「反対」のいずれとも確認しがたい投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対と見なして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

(点呼・議員投票)

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。

(開票)

◎議長（水野孝一君）

投票の結果を報告いたします。  
投票総数 13 票。これは先ほどの出席議員数に符号しております。  
そのうち賛成 8 票。反対 5 票。  
以上のとおり賛成多数であります。  
議案第 4 号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定されました。  
議場の閉鎖を解きます。

(出入口解錠)

◎議長（水野孝一君）

仙波利郎君が再入場・着席いたしますので、ご了承願います。

(仙波監査委員 再入場・着席)

◎議案第 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 5 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。  
本案に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

議案第 5 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を説明申し上げます。  
固定資産評価審査委員会委員としてお務めをいただいております渡部久一氏につきましては、この度、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。  
渡部氏は、平成 31 年 4 月 1 日に固定資産評価審査委員会委員として選任されて以来、会津坂下町の行政進展のためご尽力をいただきました。そのご功績に対し、心から感謝

申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、荒井浩氏をご推薦申し上げます。荒井浩氏は経歴はもとより人格・識見も立派であり、わが町の固定資産評価審査委員会委員として大変ふさわしい方であるので、町政進展のためご尽力賜りますようご推薦を申し上げる次第であります。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から3年間であります。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、議案第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第6号から議案第26号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第9、議案第6号「会津坂下町予防接種健康被害調査委員会設置条例」から議案

第 26 号「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算」までの 21 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

- 議案第 6 号 会津坂下町予防接種健康被害調査委員会設置条例
- 議案第 7 号 会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 会津坂下町介護保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 糸桜里の湯ばんげ設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第 16 号 町道路線の変更について
- 議案第 17 号 町道路線の認定について
- 議案第 18 号 会津坂下町都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）の指定管理者の指定について
- 議案第 19 号 令和 4 年度会津坂下町一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 4 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 4 年度会津坂下町介護保険特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 4 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 4 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 4 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 4 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算

◎議長(水野孝一君)

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 6 号について説明願います。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

私からは、議案第 6 号「会津坂下町予防接種健康被害調査委員会設置条例」について、

ご説明申し上げます。

この条例は、予防接種による健康被害の発生を適正かつ円滑に処理するため、平成23年4月1日施行の「会津坂下町予防接種健康被害調査委員会設置要綱」として定めてあったものを、本委員会が町の附属機関であり委員が特別職の非常勤職員として「地方自治法第138条の4第3項により位置付けられることから、内容を精査し条例として定めるものでございます。

はじめに、第1条は、委員会の設置についてであり、予防接種法に基づくものと町長が実施する法定外の予防接種による健康被害の発生を適正かつ円滑に処理するため会津坂下町予防接種健康被害調査委員会を置くというものであります。

第2条は、所掌事務であり、本委員会は、予防接種に起因した健康被害が発生した場合次に掲げる事項について調査審議するというものであります。

第1号は、疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集で、第2号は、特殊な検査または剖検の実施についての助言、なお、剖検につきましては、解剖後に組織を取り出し、試験するというような意味合いでございます。第3号は第2号の業務の実施に必要な医学的見地からの調査、第4号は、町長が必要と認める事項であります。

次に、第3条は組織であり、本委員会は委員5名以内で組織するというものであり、第2項として次に掲げる者のうちから町長が委嘱または、任命するというものであります。

第1号では、両沼郡医師会を代表する者、第2号は坂下校医会を代表する者、第3号は所轄保健所を代表する者、第4号は県の推薦する専門医師、第5号は町職員、それぞれ1名となります。

第4条では、任期であり、委員の任期は、委嘱または、任命の日から調査審議が終了するまでとなります。

2ページをご覧ください。

次に、第5条は、委員長・副委員長を各1名を置くというもので、第2項として委員の互選により定めるとし、第3項として委員長は本会を代表し、会務の総理であるとし、第4項として副委員長は、委員長の補佐及び職務を代理するものとしております。

第6条は、本委員会会議についてで、第1項が委員長による招集であり、第2項は、委員の過半数の出席による会議の成立と、ただし書きとして緊急その他、やむを得ない場合はこの限りではないとし、第3項は委員以外の者の出席、または資料の提出要求であります。

第7条は、町長への報告義務であります。

第8条は、出席者の守秘義務であり、会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとし、その職を退いた後も同様とするものであります。

第9条は、報酬の支給についてであり、第2項では報酬の額についてであり、非常勤の特別職職員としての報酬・旅費の額となります。

第10条は、本委員会の事務は生活課において処理するものとするものとし、第11条は、委任であり、この条例に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員会の同意を

得て委員長が定めるものとするということでございます。

3 ページをご覧ください。

附則の1は施行期日であり、この条例は、令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

2は招集の特例であり、最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとしております。

3は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正」するものであり、別紙新旧対照表によりご説明申し上げます。

別紙参考資料新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。下線の部分が追加箇所であります。

別表、(第2条、第4条関係)中、健康づくり推進協議会委員の項の次に予防接種健康被害調査委員会委員として日額6,300円を加えるというものでございます。

説明は、以上となります。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

(午前11時58分)

再開は午後1時といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午後1時00分)

次に、議案第7号から議案第11号について説明願います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議案第7号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、組織機構の見直しにより、庁舎整備課の新設及び各部署の所掌事務の一部見直しを図るため、関係する町条例3本を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

まず、第1条「会津坂下町課設置条例」の一部改正についてご説明いたします。第2条については、課の新設に当たり第6号として庁舎整備課を新たに規定するものです。

第3条第1項及び第2項については、政策財務課の分掌事務であった「公聴広報に関する事項」を総務課へ移管するものです。第6条については、庁舎整備課の分掌事務を新たに規定するものであります。

次に、第2条「会津坂下町新庁舎建設検討委員会設置条例」の一部改正についてご説明いたします。第9条については、委員会の庶務を政策財務課から庁舎整備課へ移管するものです。附則については、例規名を2回目以降に引用するときは、例規名の後ろに公布年、種別、番号を括弧書きで付す必要がないことから、これを削るものであります。

次に、第3条「会津坂下町議会委員会条例」の一部改正については、第2条における総務産業建設常任委員会の所管に庁舎整備課を追加するものです。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することといたします。

説明は、以上でございます。

続きまして、議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、令和3年8月の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」、また令和3年10月の福島県人事委員会が行った「人事管理の課題に関する報告」において、育児休業の取得回数制限緩和に係る法改正があった場合、速やかに実施できるよう準備することなど、仕事と家庭の両立支援のための措置を検討する必要があることが示されました。

これを受け、国においては「国家公務員の育児休業等に関する法律」が改正予定であるとともに、福島県においても「職員の育児休業等に関する条例」を改正し、令和4年4月1日施行予定で進められております。

このため、町におきましても、国や県の動きに合わせ、職員の仕事と家庭の両立支援は重要であることから、国や県の制度改正に準拠し、町条例を改正するものであり、これまで非常勤職員である会計年度任用職員の育児休業等に関しては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき運用してきたところでございますが、同法においては非常勤職員である会計年度任用職員に関しても条例で位置付けるよう求めております。このたびの「仕事と家庭への両立支援」の改正に合わせて、未整備となっていた非常勤職員である会計年度任用職員の育児休業及び部分休業に係る条文を追加したいため、町条例を改正するものであります。

改正の主な内容ですが、育児休業後に職務への復帰が可能である会計年度任用職員には、原則として子どもが1歳に達する日までの間、また一定の要件を満たす場合は最大2歳に達する日までの間について育児休業が適用されるよう改正いたします。

部分休業につきましては、会計年度任用職員の子どもが3歳に達する日までの間、1日最大2時間の部分休業が適用されるよう改正といたします。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

1 ページをご覧ください。

第2条第2号の次に第3号を加え、育児休業を取得できない非常勤職員以外の非常勤職員の要件を追加いたします。つまり育児休業を取得できる非常勤職員の要件を明示いたします。要件の一つとしてアにおいては、非常勤職員の子どもが1歳6ヵ月に達する日までに、職員の任期が満了することが明らかではない、及び引き続き任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかではない場合となります。

イとしましては、第2条の3第3号の要件を満たす非常勤職員としております。2ページで詳細について説明いたしますが、一つ目の要件として職員又は配偶者が1歳到達日に育児休業をしていること。二つ目の要件として、子どもの1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合としております。

ウとしましては、任期の末日まで育児休業している非常勤職員であり、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする非常勤職員としております。

次に、第2条の2を第2条の5とし、第2条の次に第2条の2、第2条の3、第2条の4の3条を追加いたします。

第2条の2として、育児休業法第2条第1項において条例で定めるとしている「その他これらに準ずる者」を定めます。

ここでは職員と法律上の親子関係のある実の子、養子以外の児童について定めるものです。児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員に委託された児童も対象とするというものであります。

2 ページをご覧ください。

第2条の3として、育児休業法第2条第1項において条例で定めるとしている「定める日」ですが、ここでは非常勤職員の育児休業の期間を定めます。

第1号として、第2号及び第3号の場合を除き原則1歳到達日までを育児休業の期間とするものです。

第2号では、配偶者と職員がそれぞれ育児休業をしようとする場合は、1歳2ヵ月に達する日まで取得できるとするものです。この場合、職員の育児休業取得日数は最長1年間であり、既に育児休業や産前産後休暇を取得していた期間は1年間から差し引かれます。なお、この場合三つの要件を満たす必要があり、一つ目に職員の配偶者が1歳到達日以前に育児休業を取得していること。二つ目に職員の育児休業の初日が子どもの1歳到達日の翌日後でないこと。三つ目に職員の育児休業の初日が配偶者の育児休業期間の初日以降であることが条件となります。

第3号では、二つの要件を満たした場合は、子どもが1歳6ヵ月に達する日まで取得できるとするものです。

要件の一つ目として、職員又は配偶者が1歳到達日に育児休業をしていること。二つ目として、子どもの1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合に該当する場合としております。具体的には、保育所等の保育を希望し入所申し込みを行っているが、子ど

もが1歳になったあとの期間について、入所の実施が行われない場合や、子どもを養育する予定だった配偶者が死亡した場合などを規則で規定いたします。

3ページをご覧ください。

第2条の4として、育児休業法第2条第1項において条例で定めるとしている「定める場合」ですが、ここでは非常勤職員の子が1歳6ヵ月から2歳に達する日まで期間について、育児休業をすることができる要件を定めるものです。

要件として、非常勤職員の子どもが2歳になるまでに、任用期間が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。

職員又は配偶者が子どもの1歳6ヵ月到達日に育児休業をしていること。子どもの1歳6ヵ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合に該当する場合としております。具体的には、保育所等の保育を希望し入所申し込みを行っているが、子どもが1歳6ヵ月になった後の期間について、入所の実施が行われない場合や、子どもを養育する予定だった配偶者が死亡した場合などを規則で規定しています。

4ページをご覧ください。

第3条では、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情として、再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めます。

第3条第1号を第1号と第2号に区分し、以降第2号から第4号を1号ずつ繰り下げます。

第1号では、育児休業中に新たに産前休業をはじめ、出産した場合にはその育児休業の承認の効力は失いますが、産前の休業若しくは出産に係る子どもが死亡した場合や養子縁組等により職員と別居することとなった場合、再度育児休業をすることができるものです。

第2号では、育児休業をしている職員が、育児休業の対象の子ども以外の子どもに係る育児休業の承認を受けた場合、先に承認があった育児休業は取り消されますが、第1号と同様、新たに承認を受けた子どもが死亡した場合や養子縁組等により職員と別居することとなった場合に加え、養育里親として職員に委託された児童の措置が解除された場合も再度育児休業をすることができるものです。

第3条第5号を第6号に改め、配偶者と別居したことの次に「育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えます。

第6号の次に、第7号と第8号を加えます。第7号は、第2条の3第3号及び第2条の4の規定について特別の事情とし、第8号では、非常勤職員の任期の末日を育児休業の期間の末日としている場合、任期が更新され、また任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものについて特別の事情として追加するものでございま

す。

5 ページをご覧ください。

第7条第2号については、前段で会津坂下町職員の定年等に関する条例を引用しておりましたので、字句を整理するため、条例番号を削除いたします。

次に、第8条では、育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情として、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めております。

第8条第1号を第1号と第2号に区分し、以降第2号から第6号を1号ずつ繰り下げます。

第1号として、第3条第1号の特別の事情を準用するものです。

第2号として、第3条第2号の特別の事情を準用するものです。

6 ページをご覧ください。

第9条については、後段でも「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を引用するため、省略した条例名を追加するものです。

次に第15条ですが、部分休業をすることができない職員を定めております。部分休業については育児休業法において非常勤職員も適用となることから、第1号を削り、第2号を第1号とし、第1号のうち、育児短時間勤務の職員については、育児休業法第19条において部分休業の適用外に位置付けられているため、「育児短時間勤務又は」を削ります。

第1号の次に第2号として「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員」を追加いたします。

具体的には、1週間の勤務日数が3日未満、または1年間の勤務日数が121日未満の非常勤職員は適用外となることを規則で定めることといたします。

第3号及び第4号については、育児休業法の改正により、配偶者が育児休業をしても育児休業の同時取得は可能であること、また祖父母等が職員の子どもを養育することが可能であっても、育児休業は取得できることから、第3号及び第4号を削ります。

次に、第15条の2については、育児休業法第18条の規定により、職員が育児短時間勤務を請求した場合、その請求した期間については、任期付きの短時間勤務職員を採用し業務を処理させることが可能となっていることから、任期付短時間勤務職員に係る給与条例の読み替え規定を新たに加えて定めるものでございます。

7 ページをご覧ください。

次に第16条第1項において、「部分休業の承認は」の次に、引用する勤務時間条例第8条第1項の字句を追加するとともに、「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を追加し、非常勤職員の取り扱いを定めます。

第1項の次に第2項及び第3項を追加いたします。

第2項については、育児時間又は介護時間を既に承認されている職員は、最大2時間の部分休業の時間から育児時間又は介護時間を減じた時間の取得ができるというものです。

第3項については、非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとするを定めます。また、育児時間又は介護をする時間を既に承認されている非常勤職員は、最大2時間の部分休業の時間から育児時間又は介護をする時間が減じられるというものです。

8ページをご覧ください。

第17条の次に第18条及び第19条を追加いたします。

第18条ですが、妊娠又は出産等について申出があった場合における任命権者の措置等の規定になります。第1項として職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことを申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を、任命権者は講じなければならないことを規定いたします。第2項として、職員が申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならないことを規定いたします。

次に、第19条ですが、職員に対する育児休業に係る研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備など、任命権者は勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないことを規定いたします。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することといたします。

説明は、以上となります。

次に、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の年額報酬及び出動手当の額を改正することから、町条例を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧ください。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所でございます。

別表中、「同団員年額24,000円を36,500円」に改め、「同出動手当1回1,940円を日額(災害の場合)8,000円、1回(災害以外の場合)1,940円」に改めるものでございます。

次に、議案本文に戻っていただきまして、

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、令和3年10月の福島県人事委員会の「職員の給与に関する報告・勧告」において、職員の通勤手当に関し「最近のガソリン価格の変動など通勤実状等を踏まえ

手当額について検討する必要がある」との勧告がなされました。これに伴い福島県においては、職員のうち自動車等交通用具利用者の通勤手当について、令和4年4月1日より引き上げ予定であるため、町職員の通勤手当についても県に準拠し、町条例を改正するものであります。

改正の内容ですが、通勤のため自動車等を使用する職員の通勤手当の月単位の上限額を、福島県の上限額に合わせ60,700円に改正するものであります。増額の理由としましては、令和2年11月から令和3年10月までの1年間の平均ガソリン価格が、現在基準としている141円/ℓから150円/ℓに価格が上昇したことによります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第12条第2項第2号中「52,500円」を「60,700円」に改めるものであります。

なお、職員の通勤手当の通勤距離数ごとの月額については、県に準拠し、規則で定められた額となります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することといたします。

説明は、以上でございます。

続きまして、議案第11号「固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、行政手続きにおける押印見直しに伴うものであり、申請手続き等における押印を廃止するため、関係する町条例3本を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

まず、第1条「固定資産評価審査委員会条例」の一部改正についてご説明いたします。

第4条第4項については、審査申出人が固定資産評価審査委員会へ提出する審査申出書について、審査申出人の押印を廃止するものです。第8条第5項については、委員会で審議をする際の口頭審理において、関係者が口述書を提出する場合に、その口述書への署名押印を廃止したいとするものであります。

次に、第2条「会津坂下町消防団設置等に関する条例」の一部改正についてご説明いたします。第5条については、別表第2として定められていた宣誓書を削り、宣誓者の押印を廃止した宣誓書を別記様式として定めることで、別表が一つになることから「別表第1」より「第1」を削るものであります。第15条については、宣誓書を別記様式として新たに定めることから、字句を改めるものであります。

次に、第3条「会津坂下町火入れに関する条例」の一部改正については、様式第1号の申請書における申請者の押印を廃止するものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することといたします。

説明は、以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第12号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、議案12号「会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例の改正は、デジタル社会形成基本法に基づき「デジタル社会の形成に関する施策を実施するため」、個人情報の保護に関する法律・行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法律を「個人情報の保護に関する法律」に統合されることに伴い会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

改正内容及び改正箇所は新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の左側の新は改正後、右側の旧は改正前であります。

条例の第2条第4号中の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」とあるものを「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改めるものです。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行したいというものでございます。

以上、説明申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第13号及び議案第14号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第13号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、国の地方税法及び国民健康保険法施行令の改正に伴う会津坂下町国民健康保険税条例の一部改正であります。

改正の内容いたしましては、新規措置として子どもの国民健康保険税均等割額の軽減措置と、改正として国民健康保険税の限度額の改正となります。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例参考資料新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線部が改正箇所であります。

はじめに、第2条課税額についてであります。

第2条第2項から第4項中「及び」を「並びに」に改め、「並びに」を「及び」に改め、同条第2項ただし書き中、「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書き中、「19万円」を「20万円」に改めます。

次に、第3条見出しを、「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改め、第5条見出しを「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、第5条の2見出しを「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1項第1号中、2ページになります。「第23条」を「第23条第1項」に改めます。

次に第13条第1項中、同条をその減額後に改めます。

次に第23条中、「63万円」を「65万円」に、「場合は」を「場合には」に、「19万円」を「20万円」改め、同条第1号中、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「山林所得金額の合算額が43万円」を「山林所得金額の合計額が、43万円」に改め、3ページになります。

同号アとして、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改めます。

同じく同項第2号中、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めます。

4ページをご覧ください。

同じく同項第2号ア中、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改めます。

同じく同項第3号中、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めます。

5ページをご覧ください。

同じく同項第3号ア中、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改めます。

第23条第1項の次に、「第23条第2項」として「国民健康保険の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）

は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ該当各号に定める額を減額して得た額とする。」を追加いたします。

6 ページになります。

同項第 1 号として「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額「アとして前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,862 円」、「イとして前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6,437 円」、「ウとして前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10,299 円」、「エとしてアからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,874 円」を追加し、同項第 2 号として「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額「アとして前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,398 円」、「イとして前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,331 円」、「ウとして前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,729 円」、「エとしてアからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,661 円」を追加いたします。

次に第 23 条の 3 中、「第 23 条の」を「第 23 条第 1 項の」に、「第 23 条」を「第 23 条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「第 23 条の 3」を「次条」に、つを小さい「つ」に、「次号及び第 3 号において同じ。」を「次号（及び第 3 号）において同じ。及び」に改めます。

7 ページから 11 ページの附則について、第 2 項から第 14 項中、「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」改め、ほか、文言の整理をするものでございます。

議案にお戻り願ひまして、附則の 1 は施行期日であり、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行したいとするものであります。

2 は経過措置であり、この条例の改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以降の年度分の保険税について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるいただきたいというものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、議案第 14 号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、市町村特別給付を設け高齢者介護用品給付のための介護保険条例の一部を改正するというものであります。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例参考資料新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

まず 2 ページをご覧ください、第 13 条中「第 9 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 14 条とし、1 ページから 2 ページの第 4 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、1 ページの第 3 条第 2 項中（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）を（法に、第 5 条を第 6 条に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条に改めます。

追加として第2条は市町村特別給付として「町は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条の市町村特別給付として、次に掲げる給付を行う。を加え、第1号として「高齢者介護用品給付」とするものとさせていただきます。

2ページから3ページ、附則については、条ずれによる文言の整理となります。

議案にお戻りください。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行したいというものとさせていただきます。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第15号について説明願います。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

私からは、議案第15号「糸桜里の湯ばんげ設置及び管理に関する条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、「糸桜里の湯ばんげ」が3月31日をもって閉館ということになりますので、温泉施設の用途を廃止ということによりまして本条例を廃止したいというものとさせていただきます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行したいというものとさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第16号から議案第18号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第16号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり町道路線を変更するため、議会の議決を求めたいというものであります。

町道の変更路線は、「惣六線」の一部区間でありまして、坂下厚生総合病院の移転に伴い、開発行為による道路が町へ移管となったことから、新たに町道認定をするにあたり、既存町道路線の起点を変更したいというものであります。

整理番号は「1番」、路線番号は「2052番」、路線名は「惣六線」であります。

変更前の起点が「会津坂下町字稲荷塚 20 番」、変更後の起点が「会津坂下町字稲荷塚 21 番」であります。終点は「会津坂下町字逆水 1841 番」で、変更はございません。

次のページに参考資料として「変更認定路線位置図」を添付しましたので、ご覧ください。

今回の町道路線の変更は、南幹線交差部から西方向へ約 27m 地点を起点とし、コの字型に延びております「惣六線」についてであります。この路線の起点側から南幹線との重用区間を含む 47m 区間について、町道路線の一部廃止をしたいというものであります。これにより、現在の延長 1,106.6m を 1,059.6m に変更したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 17 号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり町道路線に認定をするため、議会の議決を求めたいというものであります。

町道認定の路線は、坂下厚生総合病院の移転に伴い、大字気多宮字柳田地内に「福島県厚生農業協同組合連合会」が開発行為により築造した路線が町へ移管されたことから、町道として認定したいというものであります。

「整理番号 1」としまして、「路線番号 2093 番」、路線名は「柳田南線」であります。

起点は「会津坂下町字稲荷塚 13 番地」、終点は「会津坂下町字稲荷塚 20 番地」であります。

詳細につきましては、参考資料として「新規認定路線位置図」を添付しましたので、ご覧ください。

この路線は、国道「49 号」から町道「坂下南幹線」を南方向へ約 200m 地点を起点とし、町道「坂下南幹線」と「惣六線」起点側交差部までのコの字型の幅員 10.0m から 12.5m、延長 621m について、町道路線として認定したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 18 号「会津坂下町都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

会津坂下町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、会津坂下町都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）の指定管理者を次のとおり指定したいというものであります。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称は、会津坂下町大字福原字殿田 34 番地。特定非営利活動法人スポーツクラブバンビィ。理事長渡部三郎であります。

2、指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までであります。

会津坂下町都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）の施設管理につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しておりますが、令和 3 年度末に現在の指定管理者が期間を満了することから、新たに指定管理者の指定を行うため、会津坂下町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により選定作業を進めてきたところであります。

その結果、同条例第 2 条の規定による指定管理者の募集に 1 件の応募があり、選定委

員会におきまして慎重に審議しました結果、会津坂下町大字福原字殿田 34 番地。特定非営利活動法人スポーツクラブバンビィを指定管理者の候補団体として決定したところであります。つきましては、この団体を指定管理者として指定するため、同条例第 6 条の規定により議会の議決を必要といたしますので、お諮りするものであります。

なお、指定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 1 時 48 分）

再開は午後 2 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時 00 分）

次に、議案第 19 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第 19 号「令和 4 年度会津坂下町一般会計予算」についてご説明いたします。

令和 4 年度会津坂下町一般会計予算は、次に定めるところによる、とするところでございます。

第 1 条は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 75 億円と定める、とするものです。第 2 項は、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による、とするものです。

第 2 条は、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」による、とするものです。

第 3 条は、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表地方債」による、とするものです。

第 4 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8 億円と定める、とするものです。

第 5 条は地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用について定めるものであります。

令和4年度の当初予算編成にあたっては、今も感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期し、町民の命と暮らしを守り、地域経済を活性化させる取り組みを継続して実施してまいります。そして、第六次会津坂下町振興計画が目指すまちの将来像を実現するため、各施策に取り組む予算編成といたしました。

なお、資料としまして、別紙「令和4年度一般会計当初予算参考資料」を作成しましたので、その3ページから2カ年比較表を併せてご覧いただきたいというふうに思います。

予算書の1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算につきましても、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第2表債務負担行為です。都市公園（ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園）管理委託の期間は令和5年度から8年度まで、限度額は1億4,268万8千円といたします。

8ページをご覧ください。

第3表地方債は「子育て支援事業」から「臨時財政対策債」まで13件、総額2億6,914万1千円であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。そのうち起債額の7割が交付税措置される過疎対策事業債は7件で総額1億3,200万円、そのうち過疎ソフトは2件で4,900万円、過疎ハードは5件で8,300万円となっております。地方債の事業内容としましては「子育て支援事業」は私立保育所等施設型給付事業に関するソフト事業費で2,400万円、「会津西部斎苑整備事業」は火葬炉等修繕工事で800万円、「ため池等整備事業」は県営事業の負担金で300万円、「除雪機械整備事業」は除雪ドーザ1台の更新で700万円、「町道改良整備事業」は町道整備で500万円、「橋梁整備事業」は丈助橋実施設計と長井橋修繕工事で3,600万円、「緊急しゅんせつ推進事業」は準用河川の堆積土砂撤去工事で1,300万円、「町営住宅整備事業」は古町川尻住宅3号棟の給水設備等改修で2,600万円であります。

9ページをご覧ください。

「坂下厚生総合病院整備事業」は旧坂下厚生総合病院除却の補助金で1,600万円、「消防施設整備事業（緊急防災・減災事業債）」の1,400万円と「消防施設整備事業（過疎対策事業債）」の1,600万円は会津美里消防署新築工事と消防車や救急車などの緊急車両整備負担であります。「学校給食センター運営事業」は学校給食センターの調理・搬送業務で2,500万円、「臨時財政対策債」は国県地方財政資料により2億1,196万9千円減の7,614万1千円を計上しました。総額は2億6,914万1千円で臨時財政対策債を除く事業債は1億9,300万円となり財政アクションプランで定めた2億円以内といたしました。

歳入歳出予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

1総括の歳入につきましても、1款町税から2ページの21款町債まで75億円で昨年度より2億5,000万円の増となります。

3ページをご覧ください。

歳出につきましても1款議会費から13款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額です。

財源内訳は国県支出金が13億7,401万9千円、地方債が1億9,300万円、その他特定財源が6億3,381万9千円、一般財源が52億9,916万2千円となったものでございます。

次に4ページ、2の歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目町民税個人は、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収を想定し2年度比9%減を見込んだものの、実際の落ち込みは少なかったため、令和4年度につきましては2年度比約6%の減を見込み、昨年度と比較し1,000万円増の5億3千万円を計上いたしました。2目法人町民税は、均等割りは3年度の法人数に応じ算出し法人税割につきましては3ヵ年実績平均で算出しました。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、法人税割60%減で見込みましたが、今年度は減額なしとし1,297万円増の6,005万円を計上しました。

1款2項1目固定資産税は評価替えによる減とコロナウイルス対策減免制度がなくなり、また旧厚生病院が宅地課税されるため5,400万円増の7億300万円を計上しました。2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金は国有林課税標準額増から10万5千円増の157万4千円といたしました。

5ページをご覧ください。

1款3項1目環境性能割は交付実績から70万円増の220万円を計上しました。2目種別割は旧税率車輛の減少と標準税率車輛の増が見込まれ200万円増の5,630万円を計上しました。

1款4項1目町たばこ税、昨年度は増税による売上本数減を見込みましたが実績により今年度は15万8千本増の2,430万本を見込みました。また、3年10月の税率改定の影響により単価が1本当たり0.43円増となったため1,000万円増の1億4,900万円を計上しました。

2款1項1目地方揮発油譲与税から8ページの9款1項1目地方特例交付金までは、国県予算編成資料及び3年度交付実績から算定したものでございます。

10款1項1目地方交付税ですが、国の予算編成見込では前年度比3.5%の増となっておりますが、公共施設の脱炭素化、消防本部の機能強化、保健所の人員体制強化、児童福祉司の配置など、当町が該当しない算定項目が追加されたためでございます。普通交付税は、県資料で示された包括算定経費率8%減及び単位費用を基に積算した結果、4,110万4千円減の27億6,255万2千円を計上しました。特別交付税は、地域おこし協力隊を増員することから1,186万9千円増の2億839万2千円を計上しました。震災復興特別交付税はふくしま森林再生事業の終了と放射能分析室の廃止により874万7千円減の969万4千円を計上いたしました。

続いて、11款1項1目交通安全対策特別交付金は国の予算編成資料により3万7千円減の170万3千円を計上しました。

9ページをご覧ください。

12款1項1目農林水産業費分担金は、富川頭首工及び八方頭首工の整備分担金で25万9千円増の120万2千円を計上しました。2目土木費分担金は、空き家の緊急安全代

行措置を実施した場合の受益者分担金で、前年同額です。3 目災害復旧費分担金も前年同額といたしました。

12 款 2 項 1 目総務費負担金は、会計年度任用職員の雇用保険料に係る負担金であります。2 目民生費負担金は老人福祉施設費及び児童福祉費負担金で老人福祉施設入所者の減、保育所入所予定者数の減などにより 350 万 2 千円減の 2,448 万 8 千円を計上しました。

続きまして 10 ページをご覧ください。

3 目衛生費負担金ですが、会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金は、管理運営委託と火葬炉及び施設修繕の負担金として 530 万 5 千円増の 1,817 万 3 千円を計上しました。坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金は、救急医療事業及び小児医療事業について病床数に応じ本町ほか 1 市 3 町 2 村で負担するもので 1 千円減の 1,118 万 5 千円を計上しました。4 目教育費負担金は、園児・児童・生徒の安全保険の保護者負担金 49 万 4 千円と学校給食費負担金 6,578 万 2 千円、幼稚園給食費負担金 1,087 万 9 千円を計上しました。

13 款 1 項 1 目総務使用料は庁舎及びコミセン使用料で実績により 18 万 8 千円増の 97 万円を計上しました。

11 ページをご覧ください。

2 目民生使用料は保育所及び子育てふれあい交流センター等の使用料で前年同額であります。3 目衛生使用料は火葬炉使用料で過去 3 年平均で 565 件分を見込み 2,047 万 1 千円を計上しました。4 目農林水産業使用料は農畜産物処理加工施設使用料などで 13 万 2 千円増の 76 万 2 千円を計上しました。

12 ページをご覧ください。

5 目商工使用料は温泉敷地使用料がなくなったため 8 千円減の 1 千円を計上しました。6 目土木使用料は町営住宅や道路・公園等の使用料で住宅使用世帯が 7 世帯減となり 489 万 6 千円減の 6,160 万 9 千円を計上しました。

13 ページをご覧ください。

7 目教育使用料は小・中学校、幼稚園、及び社会教育施設の使用料で 5 万 8 千円減の 193 万 2 千円を計上しました。

14 ページをご覧ください。

13 款 2 項 1 目総務手数料は税証明書・戸籍住民票等の手数料で 21 万 4 千円減の 684 万 7 千円を計上しました。2 目衛生手数料はごみ処理量の減に伴う、ごみ袋販売手数料 115 万 5 千円の減により 1,469 万円を計上しました。

15 ページをご覧ください。

3 目農林水産業手数料は実績より 8 千円を計上しました。4 目土木手数料は屋外広告申請手数料で 4 年度更新が少ないため 31 万 3 千円減の 17 万 8 千円を計上しました。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金は、施設型給付負担金の減などで前年度比 493 万円減の 3 億 7,280 万円を計上しました。1 節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は居宅介護利用者減、生活介護利用者減などにより 235 万 9 千円の減、自立支援医療

は人工透析患者減などにより 19 万 8 千円の減、障害児施設給付費等負担金は発達支援者の減などにより 6 万 5 千円の減、2 節児童手当負担金は所得制限による減額特例給付がなくなり通常給付となったため 3 歳未満被用者の増により 241 万円の増となります。

16 ページをご覧ください。

4 節児童福祉費負担金の施設型給付負担金は、単価の高い 0 歳児の減などにより 474 万 5 千円の減、5 節介護保険低所得者保険料軽減負担金は軽減対象者の減などにより 2 万 7 千円の増となっております。2 目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する負担金で 10,669 人の 3 回目接種分などで 3,076 万 9 千円となっております。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金はマイナンバー制度導入に係るシステム整備費補助金により 729 万 1 千円増の 1,642 万 4 千円を計上しました。2 目民生費国庫補助金は放課後児童健全育成事業のコロナによる蜜を避けるため指導員を増員した子ども・子育て支援交付金の増などにより 511 万 1 千円増の 2,170 万 7 千円を計上しました。3 目衛生費国庫補助金は 17 ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の全額増などにより 3,095 万円増の 3,526 万 1 千円を計上しました。

17 ページをご覧ください。

4 目土木費国庫補助金は、1 節道路橋りょう費補助金は丈助橋実施設計の道路メンテナンス事業費補助金の増により 2,958 万 4 千円増の 8,024 万 7 千円を計上しました。2 節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は古町川尻住宅 3 号棟の給水ガス管等改修による 1,999 万 8 千円増の 2,647 万 8 千円を計上しました。3 節地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金は旧坂下厚生総合病院解体によるもので全額増となります。5 目消防費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は防災マップ作成による補助金で全額増となったものでございます。6 目教育費国庫補助金は旧五十嵐家住宅修繕補助などで 1,663 万 5 千円増の 3,076 万 8 千円を計上しました。1 節教育総務費補助金はフッ化物洗口事業で全額増、4 節社会教育費補助金は旧五十嵐家住宅修繕の建造物保存修理事業費補助 1,728 万 1 千円の増であります。

18 ページをご覧ください。

14 款 3 項 1 目総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金の増などにより 2 万 3 千円増の 39 万 6 千円を計上しました。2 目民生費国庫委託金は基礎年金等事務費交付金の増などにより 23 万 6 千円増の 193 万 4 千円を計上しました。

15 款 1 項 1 目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費として前年同額の 2,100 万円であります。2 目民生費県負担金は保険基盤安定負担金の増などで 363 万 2 千円増の 2 億 5,099 万 7 千円を計上しました。1 節社会福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は 7 割軽減者の増と 5 割軽減者の増などにより 196 万 2 千円の増となったものでございます。

19 ページをご覧ください。

2 節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、居宅介護の利用者減、生活介護の利用者減により 127 万 9 千円の減、3 節保険基盤安定負担金の国民健康保険基盤

安定負担金は7割軽減世帯の増と5割軽減世帯の増により573万5千円の増、4節未就学児均等割保険税負担金は4年度から未就学児の均等割分の5割を公費負担とする負担金で全額増となり、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1であります。5節児童手当負担金は県負担割合の変更により30万8千円の減、7節児童福祉費負担金は施設型給付負担金が0歳児の減により294万5千円の減となっております。

20 ページをご覧ください。

15款2項1目総務費県補助金は、市町村交通対策事業運行費補助金の増などで636万8千円増の3,897万6千円を計上しました。2節市町村交通対策事業運行費補助金が、過疎団体に再編入し補助率が戻ったため365万7千円の増、3節電源立地地域対策交付金が交付単価が3年度から増額となり146万1千円の増、4節移住支援金が45万円の増、5節来てふくしま住宅取得支援事業補助金が全額増であります。2目民生費県補助金は子どもの医療費補助金の減で前年度40万8千円減の7,519万3千円を計上しました。1節障害者福祉費補助金の重度障がい者支援事業補助金は、コロナ禍の影響での受診控えによる医療費の減により、133万6千円の減であります。

21 ページをご覧ください。

3節児童福祉費補助金の子どもの医療費補助金は、コロナ禍の影響での受診控えによる269万2千円の減、子ども・子育て支援交付金は、放課後児童健全育成事業の指導員増により269万9千円の増であります。3目衛生費県補助金は放射能簡易分析装置整備事業補助金の全額減、福島県地域外来・検査センター運營業務補助金の全額減などにより2,218万6千円減の516万7千円を計上しました。

22 ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金は、ふくしま森林再生事業補助金の全額減などにより3,247万7千円減の1億9,928万1千円を計上しました。1節農業費補助金で中山間地域等直接支払事業費補助金は過疎団体に再編入し補助率が戻り231万9千円の増、農地集積協力金交付金は人農地プラン策定地区のみ経営転換協力金が該当となり1,070万円の減、水田農業改革支援事業補助金は地域再生協議会の人件費等で283万4千円の増、地域担い手育成支援事業補助金は農業機械導入額の増により631万4千円の増、多面的機能支払交付金は対象面積の805ha減で14万3千円の減であります。

23 ページをご覧ください。

2目林業費補助金は森林環境税交付金で昨年同額であります。5目商工費県補助金は自家消費野菜等放射能検査事業補助金の全額減により372万9千円減です。6目土木費県補助金は1節の木造住宅耐震診断促進事業補助金が全額増、2節は旧坂下厚生病院の解体工事による地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金が全額増であります。7目教育費県補助金はフッ化物洗口事業県補助金が終了し42万円減の135万7千円を計上しました。なお4年度より国補助金の対象となっております。

15款3項1目総務費県委託金は、選挙費の増などで954万7千円増の2,444万2千円を計上しました。1節総務管理費県委託金のうつくしま権限委譲交付金は前年実績により116万2千円の増であります。

24 ページをご覧ください。

3 節選挙費委託金の参議院議員通常選挙費と、福島県知事選挙費が全額増となっております。2 目民生費県委託金は生活保護法要介護状態審査判定委託金を諸収入から異動し全額増、3 目衛生費県委託金は前年同様です。4 目農林水産業費県委託金は河川樋門管理などで47万6千円、5 目土木費県委託金は道路除草委託面積の増と旧宮川河川浄化事業委託の面積の増により18万3千円増の1,569万6千円であります。

25 ページをご覧ください。

6 目教育費県委託金はスクールソーシャルワーカー派遣の委託金で437万1千円を計上しました。

16 款 1 項 1 目財産貸付収入は前年同額となっております。

26 ページをご覧ください。

2 目利子及び配当金は14万5千円であります。

27 ページをご覧ください。

16 款 2 項 1 目不動産売払収入は、旧中岩田団地の跡地売却終了で1千円の計上であります。2 目物品売払収入は除雪機械売却収入を見込み150万1千円を計上しました。

17 款 1 項 1 目一般寄附金は、前年同額であります。2 目ふるさと納税寄附金は昨年の実績を参考に1億1,300万円増の1億5,000万円を計上しました。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、前年度の寄附金から経費を除いた分を繰り入れておりますが、ふるさと納税は今年度より2分の1を繰入れ事業に充当してまいります。残りの2分の1を基金に留め将来の事業費支出に備えてまいります。今年度の繰り入れは3,696万5千円増の5,618万3千円を計上したところでございます。2 目公共施設整備基金繰入金は、国の補正予算で追加されました普通交付税のうち、経済対策分を4年度実施事業のため繰り入れするもので、子育てふれあい交流センターの北棟屋根塗装及び外壁防水改修と南小学校北校舎屋上改修に充当してまいります。3 目行政センター建設整備基金繰入金は新庁舎建設事業に充当するために繰り入れするものであります。

28 ページをご覧ください。

4 目福祉基金繰入金は3年度ふるさと納税で福祉目的の寄付金から経費を除いた2分の1を繰り入れし児童福祉施設費に充当してまいります。5 目廃棄物処理施設整備基金繰入金は家庭系ごみ処理手数料を基金に積み立てし、廃棄物減量化事業や環境センター積立金負担金に充当するもので100万円減の1,400万円を計上しました。

19 款 1 項 1 目繰越金は3年度予算執行見込により前年同額の1億4,000万円を計上しました。

20 款 1 項 1 目延滞金は、前年同様です。2 目加算金、並びに3 目過料は存目でありませぬ。

29 ページをご覧ください。

20 款 2 項 1 目町預金利子は1万2千円を計上しました。20 款 3 項貸付金、20 款 4 項 1

目滞納処分費及び2目弁償金は前年同様といたしました。

30 ページをご覧ください。

3目違約金及び延納利息は存目であります。4目雑入であります。810万1千円増の7,476万9千円を計上しました。31ページの経営所得安定対策事業事務費は会津坂下地域農業再生協議会からの収入で人件費分の増で851万2千円の増となります。

32 ページをご覧ください。

デジタルオンライン手続推進事業と地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業どちらも地方公共団体情報システム機構であります。ジェーリスからの補助金収入で全額増となったものでございます。

33 ページをご覧ください。

21款町債につきましては、第3表地方債でご説明させていただいたとおりでございます。町債の総額は2億8,626万9千円減の2億6,914万1千円であります。歳入は以上でございます。

34 ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明申し上げます。

まず、人件費についてであります。当初予算は現状の各課の職員人数で積算し補正予算にて対応するのが慣例でありましたが、令和4年度につきましては機構改革で新しい課が設立されることから、例外的に配置予定から当初予算を積算したものでございます。

34 ページをご覧ください。

1款1項1目議会費は、広報紙面電子化業務の全額減などにより330万3千円減の8,307万9千円を計上しました。

続きまして、35 ページをご覧ください。

4節議員共済会負担金は、算出係数の減などにより51万7千円の減となっております。

36 ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、ふるさと納税寄附者への報償費の増などで5,284万7千円増の7億3,214万3千円を計上しました。2節及び37ページの3節は、機構改革に伴う職員2名増などで給料は1,983万円の増となりましたが、38ページの退職手当組合負担金の負担率が大幅引き下げとなったことなどから、合わせて1,246万4千円の減となっております。4節は、会計年度任用職員の1年経過と、パート職員が共済法改正で4年10月より社会保険料から共済組合負担金に振り替えられ425万2千円の増となるものでございます。

39 ページをご覧ください。

7節はふるさと納税額の増などにより寄附者への報償費が3,205万円の増となっております。

40 ページをご覧ください。

11節の送料は、ふるさと納税返礼品分で852万1千円の増となります。

41 ページをご覧ください。

決裁手数料はふるさと納税分で160万2千円の増、12節の庁舎宿直は駅前トイレ施設業務の増により14万8千円の増となっております。

42ページのシステム改修業務が共済法改正に伴う人事給与システム改修で全額増、ふるさと納税返礼品発注等業務が634万6千円の増となっております。13節のライセンス使用料は、ふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスと楽天の使用料で621万5千円の増、自動車借上料は町長車のリース料で117万9千円の増、14節は町長室等の空調整備、17節は法改正で公用車運転前のアルコール検査が義務化されたためアルコール検知器を導入するものでございます。

43ページの2目文書広報費は広報紙面電子化業務が終了し841万1千円減の454万7千円を計上したものでございます。

44ページをご覧ください。

3目財政管理費は地方公会計標準ソフト利用料の全額減などにより56万円減の126万6千円であります。4目会計管理費は、東邦銀行との通信サービスの変更により11万9千円増の362万4千円を計上しました。5目財産管理費は財政調整基金積立金の増などで4,182万2千円増の1億626万7千円を計上しました。

45ページの12節は「糸桜里の湯ばんげ」が町の普通財産となるため、施設夜間警備などが全額増、13節の源泉地、看板敷地も全額増となります。17節は公会計管理台帳システム用パソコンの更新、24節積立金の財政調整基金は4年度のふるさと納税等の寄附金から経費を引いた分などを見込み5,665万4千円の増、公共施設整備基金は旧中岩田団地売却分の減により1,776万1千円の減となったものでございます。

46ページをご覧ください。

6目企画費は地域づくり交付金の増などで44万7千円増の1億2,351万円を計上しました。1節は、地域おこし協力隊報酬が過疎対策費に移行し、また、地域づくりコーディネーターが給料に移行しました。2節及び3節は、各コミュニティセンターの会計年度任用職員人件費で29万3千円の増となっております。

47ページをご覧ください。

10節の施設修繕費は金上コミュニティセンター修繕終了により155万8千円の減となっております。

48ページをご覧ください。

12節は各コミュニティセンターの管理に関する委託であります。13節の地方バス運行維持対策定期券は、3年度の実績により106万8千円の増となっております。

続きまして、49ページをご覧ください。

18節の市町村生活バス路線運行は生活路線バス3路線と市町村生活バス6路線の運行負担金であります。50ページのJR只見線運営負担金は4年度から上下分離方式で運行開始となることから全額増、まちづくり活動応援補助金はまちづくり活動を行う団体に20万円を上限に補助するもので全額増、地域づくり交付金が地区の課題を自ら解決するため、課題解決分を各50万円交付するため210万8千円の増となっております。7目交通安全対策費は6万2千円減の197万5千円を計上しました。14節は道路反射鏡3ヵ所

の工事費であります。

51 ページをご覧ください。

8 目電算管理費は、地方公共団体情報システム標準化業務の全額増などで 735 万 5 千円増の 9,022 万 3 千円を計上しました。

52 ページをご覧ください。

12 節のインターネットシステム運用管理支援はホームページ更新ソフトのバージョンアップにより 218 万 9 千円の増、地方公共団体情報システム標準化業務は情報システムの標準化に伴うもので全額増、17 節は圧着ハガキ用シーラーの更新による全額増、18 節の地方公共団体情報システム機構はシステム開発経費がないため 106 万 2 千円の減となっております。

53 ページをご覧ください。

9 目過疎対策費は、過疎対策事業と地域おこし協力隊活用事業を結合し「地方創生費から名称を変更」した目であり、若者定住促進住宅新築等補助金の増などで 2,505 万 9 千円増の 3,461 万 4 千円を計上しました。1 節と 4 節は地域おこし協力隊 4 名分の報酬と社会保険料であります。10 節は地域おこし協力隊の活動用の事務費と燃料費及びお試し住宅の管理費であります。11 節は地域おこし協力隊の携帯電話使用料や保険料、お試し住宅の汲み取り料であります。

54 ページをご覧ください。

12 節の移住・定住促進事業は町モニターツアーを実施するための委託料であります。13 節は地域おこし協力隊活動用の公用車 4 台分のリース料と住宅補助になります。18 節は若者定住促進住宅新築等が、町外からの方へ最大 70 万円と町内の方へ最大 30 万円の住宅取得補助金を交付するものでございます。移住支援金が子育て世帯 100 万 1 件と単身世帯 60 万円 1 件の首都圏からの移住者への支援金で、国県で 4 分の 3 の補助となります。ふくしま住宅取得支援事業は県外からの方への最大 80 万円の上乗せ補助 1 世帯分で、県からのトンネル補助となるものでございます。10 目新庁舎建設費は新庁舎建設に取り組むため、建設用地の測量設計などで 6,607 万 8 千円増の 6,617 万 8 千円としました。1 節は新庁舎建設検討委員会 4 回分の委員報酬、8 節は先進地視察の旅費、12 節は建設用地の測量調査と地籍調査費で不動産鑑定費は建設用地内の建物の不動産鑑定の費用となります。

55 ページをご覧ください。

14 節は旧江戸鮨の解体工事費で、16 節は庁舎建設用地 1 筆分（旧江戸鮨の裏に残ります 89.60 m<sup>2</sup>）の用地費となります。11 目用地対策費は 2 項道路 5 筆分の測量設計と用地費で 212 万 9 千円の全額増であります。

2 款 2 項 1 目税務総務費は人件費の減などで 273 万 3 千円減の 6,925 万 9 千円を計上しました。

57 ページをご覧ください。

12 節のシステム改修業務は、一つ目に軽自動車の納税証明のワンストップ化。二つ目に共通納税に固定資産税と軽自動車税を追加し QR コード支払にも対応するための修

繕で473万4千円の増となります。2目賦課徴収費は3年毎に実施する固定資産標準等鑑定評価業務委託料の全額増により1,248万1千円増の1,475万4千円を計上しました。

58ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は戸籍情報システム改修の全額増などで587万6千円増の4,872万円を計上しました。2節から4節はマイナンバーカード発行業務の会計年度任用職員1名を増員し68万6千円の増となったものでございます。

59ページをご覧ください。

10節と60ページの11節もカード発行枚数の増加に伴い136万1千円の増となっております。12節の戸籍情報システム改修業務は戸籍事務にマイナンバー制度を導入するもので全額増となります。

61ページをご覧ください。

2款4項1目選挙管理委員会費は人件費等で736万円を計上しました。

62ページをご覧ください。

2目選挙啓発費は、前年同額です。3目参議院議員通常選挙費は4年7月25日に任期満了となる参議院議員の選挙費であります。

64ページをご覧ください。

4目福島県知事選挙費は4年11月11日に任期満了となる福島県知事の選挙費であります。

とびまして、66ページをご覧ください。

衆議院議員総選挙費と会津坂下町長選挙費は全額増となります。全額減となります。失礼しました。

67ページをご覧ください。

2款5項1目統計調査総務費は、人件費等で395万6千円を計上しました。2目総務統計費は経済センサス活動調査の終了により76万9千円減の32万5千円を計上しました。3目教育統計費は学校基本調査で前年同額であります。商工統計費は4年度から工業統計調査が廃止となったため全額減となります。

68ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費は、後期高齢者医療療養給付費の減などで2,216万1千円減の8億185万5千円を計上しました。2節から4節は扶養手当の減などにより220万4千円の減となっております。

70ページをご覧ください。

12節の民生委員活動費は3年に1回の研修旅費の増などにより80万3千円の増、71ページの会津広域権利擁護支援センター設置運営業務は障がい者や認知症の高齢者の後見人を探す相談窓口を4年度から会津管内市町村で共同設置するための委託料で、人口割と均等割で参加市町村が負担するもので全額増、18節の県後期高齢者医療広域連合負担金は79万5千円の増であります。27節の国民健康保険特別会計繰出金は、7割軽減世帯の増と5割軽減世帯の増により保険基盤安定分が増となることから109万8千円の増、未就学児均等割保険税分は4年度から未就学児の均等割分の5割を公費負担とす

る負担金で全額増となります。国が2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となります。

72 ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計繰出金は7割軽減者の増と5割軽減者の増による保険基盤安定分の増により240万6千円の増、介護保険特別会計繰出金は職員人件費の減により276万5千円の減となります。2目障がい者福祉費は自立支援給付費の減などで731万円減の3億6,801万7千円を計上しました。

73 ページをご覧ください。

19節扶助費の重度障がい者支援事業は、医療費の減により263万6千円の減、自立支援給付費は居宅介護の利用者減、生活介護の利用者減などにより471万8千円の減となっております。

74 ページをご覧ください。

3目老人福祉費は老人ホーム保護措置費の減などで446万1千円減の5,175万4千円を計上しました。

75 ページをご覧ください。

19節の老人ホーム保護措置費は、入居者数の減により528万円の減となっております。4目国民年金費は、2万7千円を計上しました。

3款2項1目児童福祉総務費は、子育てふれあい交流センター屋根の塗装及び外壁防水改修工事などで3,011万9千円増の6,853万3千円を計上しました。

76 ページをご覧ください。

1節から4節は、子育てふれあい交流センターの会計年度任用職員の人件費であります。

78 ページをご覧ください。

12節、放課後児童健全育成事業は指導員増により150万円の増であります。14節の施設整備は子育てふれあい交流センターの屋根塗装及び外壁防水改修工事分で全額増となったものでございます。

79 ページをご覧ください。

2目児童措置費は制度改正で所得制限による減額特例給付がなくなり通常給付となった3歳児未満被用者の増による児童手当の増で179万5千円増の1億9,586万1千円を計上しました。3目母子福祉費はコロナ過の受診控えによる医療費の減により265万2千円減の5,614万1千円を計上しました。4目児童福祉施設費は、人件費の減などにより2,949万5千円減の2億8,775万8千円を計上しました。1節から3節は、保育所の職員及び会計年度任用職員の人件費で、入所児減により2クラス減と会計年度任用職員6名減などにより1,636万1千円の減でとなったものでございます。

82 ページをご覧ください。

12節の給食業務は入所者数の減による喫食数の減により147万6千円の減となっております。

83 ページをご覧ください。

17 節の釜・容器は電気回転釜の購入で全額増、18 節の施設型給付費は 0 歳児の減により 1,016 万 7 千円の減であります。保育士等处遇改善臨時特例事業補助金につきましては、民間保育士の賃上げ分の上半期分を補助するもので、全額増となったものでございます。なお国の全額補助事業となります。

3 款 3 項 1 目災害救助費は、存目であります。

84 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費は坂下厚生総合病院建設負担金の全額減などで 1 億 1,823 万 3 千円減の 1 億 1,213 万円を計上しました。1 節の健康づくり推進協議会委員報酬は、2 目の予防費から移動したものでございます。

86 ページをご覧ください。

2 目予防費は各種健康診査委託の減などにより 1,380 万 2 千円減の 7,487 万 3 千円を計上しました。

87 ページをご覧ください。

12 節の各種健康診査は 3 年度実績により、それぞれ予算措置をいたしました。3 目環境衛生費は食品等放射性物質検査事業が終了したため 883 万 8 千円減の 1,603 万 3 千円を計上しました。

88 ページをご覧ください。

4 目斎苑管理運営費は会津西部斎苑の需用費の町負担増などで 753 万 7 千円増の 5,429 万 2 千円を計上しました。

89 ページをご覧ください。

10 節と 11 節は、会津西部斎苑運営が 4 年度から新業者への委託となり管理費等が町負担となったため 675 万円の増、12 節の会津西部斎苑管理運営委託料は 403 万 2 千円の減、14 節は火葬炉補修工事により 176 万 7 千円の増、18 節の会津西部斎苑連絡協議会負担金は過年度火葬炉等修繕工事等の実績により 279 万円の増となっております。

90 ページをご覧ください。

5 目新型コロナウイルス感染症対策費は、4 年 9 月までのワクチン予防接種等の感染症対策費で 340 万 2 千円増の 7,146 万 1 千円を計上しました。1 節は予防接種健康被害調査委員会報酬で全額増、予防接種法に規定された予防接種での健康被害について、救済措置の請求があった際に、助言する委員会で医師や保健所長などで構成されるものであります。2 から 4 節は職員の時間外手当と会計年度任用職員 3 名分の人件費であります。7 節は医療機関へのワクチン管理協力金、10 節は各公共施設での消毒液等の消耗品購入費、11 節は郵便料、ワクチン配送料等でございます。

91 ページをご覧ください。

12 節の予防接種はワクチン接種費用で 10,669 人分の 3 回目接種を見込んだものであります。医療機関コロナワクチン接種体制整備は医療機関の医療物品整備であります。接種券印刷・封入費用、コールセンター運営費用は全額増、18 節は両沼地区医療機関コロナワクチン接種体制確保負担金で医療機関への謝礼的性質なものでございます。

4 款 2 項 1 目塵芥し尿処理費は、会津若松広域市町村圏整備組合基金積立負担金の増

などで137万9千円増の1億9,304万6千円を計上しました。

92 ページをご覧ください。

11 節は坂下駅前トイレの新設に伴い浄化槽清掃料などが全額増、12 節の資源物分別処理業務が燃料費の高騰により増額となっております。

93 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目労働諸費は工場誘致補助金などで792万7千円を計上しました。

94 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目農業委員会費は38万3千減の586万4千円を計上しました。

95 ページをご覧ください。

2 目農業総務費は155万4千円増の6,166万3千円を計上しました。

続きまして96 ページ、3 目農業振興費は4 年度から農村環境改善センター管理が直営となり510万9千円増の1億132万1千円を計上しました。1 節の鳥獣被害対策実施隊は実績により、銃使用その他の出勤回数増で45万円の増、2 節から4 節は会津みどり地域農業再生協議会から町と方針作成者や認定農業者会等で組織する会津坂下町農業再生協議会となったため会計年度任用職員3名分の人件費で全額増であります。

97 ページの10 節と98 ページの11 節、12 節は農村環境改善センター分の管理費であります。

99 ページをご覧ください。

18 節の会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会負担金は、ライフル・スラッグ弾射撃場整備の分担金で102万円の増、水田農業改革支援事業は会津坂下町農業再生協議会への補助金で事務員減などで319万7千円減の1,308万5千円となっております。地域担い手育成支援事業は農業用機械の購入にかかる補助金で申請予定により631万4千円の増、農業次世代人材投資事業は対象者を5年間補助するもので、8名中2人が4年中に終了するため187万5千円の減、有害鳥獣侵入防止柵購入補助金は申請増を見込み50万円の増、稲作等経営体支援事業は飼料用米作付に対する10a 当たり2,000 円の補助金を3 年度補正計上したもので、今年度も継続して支援するため全額増、農地集積協力金は人農地プラン策定地区のみが経営転換協力金の対象となるため1,070 万円の減となります。4 目畜産業費は前年同様でございます。

100 ページをご覧ください。

5 目農地費は、蟹沢ため池1 号、2 号の廃止の測量設計などで1,671 万1 千円増の2 億4,808 万1 千円を計上しました。

101 ページをご覧ください。

12 節の測量設計は杉集落にある蟹沢ため池1 号、2 号廃止工事の測量設計費で全額増、基幹水利施設管理は129 万5 千円の増、農村公園安全点検は今年度から計画的に実施するもので7 ヲ所実施してまいります。

102 ページをご覧ください。

18 節の防災ダム事業は鶴沼防災ダムの堆積土砂処理の実施設計にかかる負担金で507 万3 千円の増であります。農村無給水地区整備は水道無給水地区の浄水器の更新等を補

助するもので実績により 32 万円の増であります。なお、飲料水を定期的に提供する制度を本年度中に実施してまいりたいと考えております。団体単独土地改良事業は会津宮川土地改良区の水路改修と只見川土地改良区の揚水機更新を補助するもので全額増です。また、多面的機能支払交付金事業補助金は対象面積の 805a 減で 19 万円の減となっております。

103 ページをご覧ください。

27 節の農業集落排水事業特別会計への繰出金は、維持管理費の減で 3 万 9 千円の減となっております。6 目国土調査費は、人件費の減により前年度比 4 万 1 千円減の 71 万 8 千円を計上しました。

6 款 2 項 1 目林業振興費は、ふくしま森林再生整備事業の全額減などで 4,940 万 5 千円減の 308 万 8 千円を計上しました。104 ページの 12 節、森林体験活動は補助金から移動して全額増となったものでございます。

105 ページをご覧ください。

7 款 1 項 1 目商工総務費は、人件費の減などにより 35 万 1 千円減の 2,975 万 5 千円を計上しました。

106 ページをご覧ください。

2 目商工業振興費は、福島県信用保証協会信用保証料の減などで 73 万円減の 3,447 万 7 千円を計上しました。

107 ページをご覧ください。

18 節は、会津みしらず柿販路拡大促進協議会負担金を新たに設定し物産品販路拡大を 20 万円の減、補助金の福島県信用保証協会信用保証料は実績により 47 万円の減となっております。

108 ページをご覧ください。

3 目観光費は今年度よりスキー場管理費を統合して 274 万 3 千円増の 2,736 万 9 千円を計上しました。

109 ページをご覧ください。

12 節シルバー人材センターへの除草等維持管理が 123 万 6 千円の増となっております。春日八郎おもいで館管理運営委託は今年度より観光物産協会への委託となり 37 万円の増となります。

110 ページをご覧ください。

温泉施設管理費は糸桜里の湯ばんげ管理運営の事業でしたが全額減であります。

8 款 1 項 1 目土木総務費は、職員人件費の増などにより 321 万円増の 3,365 万 7 千円を計上しました。

112 ページをご覧ください。

8 款 2 項 1 目道路維持費は道路橋りょう総務費を統合して、道路台帳整備委託の全額減などで 1,489 万 3 千円減の 1 億 8,055 万 5 千円を計上しました。

113 ページの 10 節、11 節は除雪管理費であります。

114 ページをご覧ください。

17 節の除雪機械は、3 トン除雪ドーザ 1 台分でございます。

115 ページの 2 目道路新設改良費は原村前線拡幅工事の測量設計などで 1,410 万円増の 3,870 万円を計上しました。12 節の測量設計は、原村前線拡幅工事の測量設計、14 節の道路整備工事は新町東裏通り線ほか 12 路線の舗装整備で 60 万円の増、21 節は新町東裏通線ほかの電柱移転補償であります。3 目街路灯費は街路灯の電気料などで 57 万 5 千円減の 1,449 万 2 千円を計上しました。14 節の街路灯新設改良は街路灯 LED 化工事を実施してまいります。4 目防雪サブセンター管理費は需用費の減により 29 万 1 千円減の 74 万 3 千円を計上しました。

116 ページをご覧ください。

5 目橋りょう新設改良費は丈助橋測量設計の増などで 5,110 万円増の 1 億 110 万円を計上しました。12 節の測量設計は丈助橋測量設計で 7,000 万円、道路橋点検業務は 12 橋の点検業務で 700 万円、長井橋の積算業務で 100 万円、橋りょう長寿命化修繕計画策定で 210 万円であります。14 節は長井橋の修繕工事とります。

8 款 3 項 1 目河川総務費は、県委託の河川浄化業務の増などで、11 万 2 千円増の 315 万 6 千円を計上しました。

117 ページの 2 目河川維持費は 185 万 9 千円増の 1,400 万円で準用河川等堆積土砂の撤去は 5 河川を実施してまいります。

8 款 4 項 1 目都市計画総務費は、職員 1 名増による 2 節及び 3 節の 431 万 9 千円の増、118 ページの 12 節の用途地域変更に伴う用途図の地図情報修正の全額増などにより、前年度比 481 万 7 千円増の 3,000 万円を計上しました。2 目土地区画整理費は坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金などで 9,012 万 8 千円を計上しました。3 目街路事業費は坂下南幹線水道管布設負担金で前年同様となります。4 目下水道費は下水道特別会計繰出金で事業費の増などにより 326 万 7 千円増の 1 億 2,699 万 9 千円であります。5 目都市下水路費は 119 ページの 12 節の測量設計の都市下水路ゲート自動化基本設計の全額増、市街地用排水路管理のパトロール日数の減などにより 85 万 2 千円増の 348 万 1 千円を計上しました。6 目公園費は、ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園の管理運営委託の増などで 259 万円増の 4,858 万 9 千円を計上しました。11 節の廃棄物収集・運搬は、鶴沼緑地公園の刈り取りをした草の処分料で、実績により前年度比 20 万 3 千円の増、120 ページをご覧ください。12 節の、ばんげひがし公園・鶴沼緑地公園管理運営委託がバンビィへの指定管理委託で今回 5 年契約の更新となったものでございます。14 節の公園整備は遊具点検の結果、修繕が必要な各公園遊具の撤去、中央公園、桜ヶ丘公園の支障木の伐採、ばんげひがし公園高圧ケーブル取替等でございます。7 目街なみ環境整備事業費は気多宮地区の歴史的街なみの環境整備で前年同額であります。

121 ページをご覧ください。

8 款 5 項 1 目住宅管理費は、旧坂下厚生病院除却補助金の全額増などで 1 億 8,611 万 7 千円増の 2 億 3,264 万円を計上しました。10 節の施設修繕は古町川尻団地 1 号棟から 4 号棟の火災警報器の更新、古町川尻団地 3 号棟のトイレ部品の交換、新中岩田 5・6 号棟の屋根壁修繕等、各住宅のエレベータ修繕などで 1,313 万円の増となったものでござ

います。

122 ページの 14 節の町営住宅改修工事は、古町川尻団地 3 号棟給水設備等の改修工事で 1,970 万円の増、18 節の旧坂下厚生病院除却補助金は旧坂下厚生総合病院の解体工事費で国 40%、県 25%、町 8%、事業主体であります病院 27%の負担で解体を実施するものであります。

123 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目非常備消防費は、消防団員報酬の増などで 1,286 万 1 千円増の 3 億 4,725 万 9 千円を計上しました。1 節の団員報酬は消防組織法で非常勤消防団員の報酬等の基準が示され団員報酬が 24,000 円から 36,500 円へ、火災出動手当が 1,940 円から 8,000 円となります。これに従い、団員 425 人分で 531 万 3 千円の増、出動手当が 236 万 3 千円の増となります。なお、この報酬等は普通交付税の個別算定経費により措置されており、単位費用の増額等が予定されています。また、出動手当は特別交付税で措置される予定となっております。

125 ページをご覧ください。

12 節の防災マップ作成は現在の基準に適合した防災マップを作成し全戸配布するものです。17 節は経年劣化した団旗 1 本と分団旗 7 本を新調するものであります。18 節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は 253 万 8 千円の増であります。126 ページの交付金の分団運営費は先ほどの団員報酬の見直しに伴い団員割を廃止し 396 万 8 千円の減となったものであります。2 目消防施設費は消火栓維持管理費の減などにより 226 万 2 千円を計上しました。3 目水防費は、水防事業の経費で前年同額であります。

127 ページをご覧ください。

10 款 1 項 1 目教育委員会費は教育委員の報酬などで、101 万 3 千円を計上しました。2 目事務局費は人件費の減などで 152 万 6 千円減の 5,452 万 3 千円を計上しました。1 節のスクールソーシャルワーカーは週 2 日勤務の教育相談担当 2 名分で 7 節から移動し全額増、2 節と 3 節は職員人件費で 137 万 9 千円の減となっております。

130 ページをご覧ください。

3 目子ども支援費は子ども支援班の人件費で 43 万円増の 4,821 万円を計上しました。

131 ページをご覧ください。

10 款 2 項 1 目小学校費の学校管理費は、坂下南小学校北校舎屋上改修工事の全額増などで 2,501 万 7 千円増の 8,829 万 8 千円を計上しました。132 ページの 10 節は燃料費の高騰により 75 万 4 千円の増であります。

133 ページをご覧ください。

12 節の設計監理と 134 ページの 14 節の施設整備は、坂下南小学校北校舎の屋上の改修工事で、公共施設整備基金を充当し実施してまいります。

135 ページをご覧ください。

2 目教育振興費は、特別支援員報酬の増などで 541 万 7 千円増の 2,949 万 4 千円を計上しました。1 節は支援を要する児童が増え、南小と坂中で支援クラスが各 1 クラスずつ増えるため、特別支援教育支援員 2 名増の 7 名となり 521 万 9 千円の増となります。

13 節のライセンスはタブレットを活用した教師用と生徒用電子教科書とドリルの使用料として 27 万円の増であります。

136 ページをご覧ください。

11 節の就学援助費は、対象見込者の減により 44 万 4 千円の減となっております。

10 款 3 項 1 目中学校費の学校管理費は、遠距離通学用定期券等の減などで 354 万 9 千円減の 3,583 万 2 千円を計上しました。137 ページの 11 節の遠距離通学用定期券等は対象者減により 224 万 2 千円の減となったものでございます。

139 ページをご覧ください。

2 目教育振興費は、教師用教科書及び指導書の全額減などで 327 万 2 千円減の 2,988 万 9 千円を計上しました。7 節はコロンビア人の生徒が 3 年生となり受験を控えているため日本語サポーター70 回分の報償金で全額増、11 節は家庭でのタブレット利用に際し通信回線を持たない家庭に貸し出しするモバイル回線の通信料で全額増、12 節の電子計算機器保守はタブレット更新管理等の追加により 149 万 2 千円の増となったものであります。

140 ページをご覧ください。

13 節のライセンスは、タブレットを活用した教師用電子教科書及びドリル教材の使用料で 48 万 3 千円の減であります。19 節の就学援助費は対象見込者の減により 40 万 3 千円の減となったものであります。

141 ページをご覧ください。

10 款 4 項 1 目幼稚園費は、会計年度任用職員分の人件費の減などで 144 万 1 千円減の 2 億 398 万 2 千円を計上しました。1 節から 3 節は、職員及び会計年度任用職員分の人件費で、26 万 7 千円の減であります。

143 ページをご覧ください。

10 節の施設修繕は東幼稚園の車止め修繕、床下点検口の設置、南幼稚園の保育室フローリングの修繕終了により 90 万 7 千円の減であります。

144 ページをご覧ください。

12 節の通園運転業務は、燃料費の高騰により 61 万 3 千円の増となっております。

145 ページをご覧ください。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費は、生涯学習班の人件費などで 6 万 6 千円増の 4,033 万 4 千円を計上しました。2 節と 3 節は、職員の 1 名減による給料の減と手当の増により、8 万 4 千円の増となったものであります。

147 ページをご覧ください。

2 目公民館費は 149 ページの 14 節の自動ドア装置の耐用年数経過による改修などにより 62 万 3 千円増の 1,680 万 2 千円を計上しました。

150 ページをご覧ください。

3 目町史編さん費は町史資料目録の印刷などで 13 万円減の 75 万 2 千円を計上しました。10 節は資料目録第 10 集の印刷代が全額増、4 目埋蔵文化財発掘調査費は、青木遺跡等の文化財保存業務の全額減などにより 309 万 7 千円減の 1,913 万 9 千円を計上しま

した。1 節から 3 節は発掘調査員・作業員、整理作業員である会計年度任用職員分となり 5 万 7 千円の増であります。151 ページの 12 節は高寺山遺跡の国庫補助事業によるものであります。

152 ページをご覧ください。

5 目指定文化財管理費は 153 ページの旧五十嵐家住宅建造物保存修理事業の設計監理、及び 154 ページの文化財保護工事により 2,527 万 3 千円増の 4,005 万 1 千円を計上しました。6 目美術館費は美術館管理費であり前年同様であります。

155 ページをご覧ください。

10 款 6 項 1 目保健体育総務費は、人件費の減などで 341 万 6 千円減の 1,337 万 6 千円を計上しました。2 節と 3 節は職員人件費の減により 386 万 1 千円の減です。156 ページ 12 節のスポーツ振興事業は、スポーツクラブバンビィへの委託で、市町村対抗ソフトボールチームのユニフォーム更新により 30 万 9 千円の増となっております。

157 ページをご覧ください。

2 目学校給食費は給食費の完全公会計化に伴う電算システム開発の全額増などで 208 万 9 千円増の 2 億 33 万 5 千円を計上しました。

158 ページをご覧ください。

10 節の賄材料費は、喫食数の減により 289 万円の減となっております。

159 ページをご覧ください。

12 節の電算システム開発は給食費の完全公会計化に伴うシステム改修で全額増、13 節の自動車借上料は老朽化した給食配送用トラック 1 台を更新するため 96 万 8 千円の増であります。

160 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目農業施設災害復旧費は小災害復旧工事 8 件を見込み 9 千円減で 320 万 2 千円を計上しました。2 目林業施設災害復旧費は町単独の復旧工事 1 件を見込み 9 千円減で 50 万 2 千円を計上しました。

161 ページをご覧ください。

11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費は土木施設災害復旧工事の前年同額であります。

12 款 1 項 1 目公債費の元金は、3 年度で償還が完了した第二中学校校舎の改修工事、第一中学校の屋内運動場の改修事業分などから 110 万円減の 10 億 4,001 万 1 千円を計上しました。2 目利子は公債費に係る利子と一時借入金利子分であり 731 万 9 千円減の 3,060 万 5 千円を計上しました。

13 款 1 項 1 目予備費は歳入歳出予算調整により 613 万 2 千円増の 4,216 万 7 千円を計上しました。

また、162 ページから 171 ページは給与費明細書、172 ページは債務負担行為の支出額の見込み及び支出予定額等に関する調書、173 ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を付けております。さらに、別冊でご覧になっていただけます「令和 4 年度一般会計歳入歳出予算資料」は前年度対比表、性質別分類表、重点事業及び建設事業について掲載をさせていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

説明は、以上です。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 3 時 27 分）

再開は 3 時 40 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 3 時 40 分）

次に、議案第 20 号から議案第 22 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、議案第 20 号「令和 4 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 8,177 万 2 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとしたいというものであります。

第 1 号として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用について定めており、第 2 号として、保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めております。

それでは、まず国民健康保険特別会計の概要をご説明いたします。

平成 30 年度から県が示す標準保険税率を参考に、各市町村が保険税の算定をしておりますが、令和 4 年度につきましては、介護保険負担分の税率が低くなったため、税率総額としては対前年度比 4.01%減を見込みました。

また、医療費につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、令和 4 年度は医療費が減少傾向のため、保険給付費は令和 3 年度当初予算よりも 2.03%減で見込んだところ です。

国民健康保険加入者は年々減少してきておりますが、1 人当たりの医療費は増加傾向

にあります。しかしながら、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、医療費総額は減少となる見込みです。今後、新型コロナウイルス感染症が、国民健康保険事業運営に関してどのように影響してくるのか予断は許しませんが、保険者である県と連携しながら対応してまいります。

それでは事項別明細書により説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開き願います。総括になります。

まず、歳入ですが、1款国民健康保険税から8款諸収入まで、合計17億8,177万2千円、前年度と比較して、5,545万3千円の減となります。

次に2ページ歳出ですが、1款総務費から9款予備費まで、歳入と同額の17億8,177万2千円です。財源内訳は国県支出金が12億1,177万1千円、その他特定財源が72万4千円、一般財源が5億6,927万7千円となります。

3ページ以降は詳細の説明になります。まず歳入です。

1款1項は国民健康保険税です。1目一般被保険者国民健康保険税3億1,700万1千円と2目退職被保険者等国民健康保険税10万3千円を合わせて3億1,710万4千円となり、前年度当初予算と比較すると3,625万1千円の減で、これは県が示した仮算定の標準保険料率を参考に、一般被保険者数を3,632人、国保世帯を2,244世帯と見込み、収納率を94%として積算いたしました。

なお、今回算出した国保税は仮算定です。6月の第2回定例会では町民税確定による本算定をもちまして予算を見直すこととなります。

4ページをお開きください。

2款1項は使用料になります。1目保健使用料は、健康管理センターの使用料6万4千円を見込みました。

3款1項は国庫補助金で、1目災害臨時特例補助金、2目国民健康保険特別対策費補助金は存目計上となります。

5ページをご覧ください。

4款1項は県補助金で、1目保険給付費等交付金12億1,132万4千円は、歳出での保険給付費に係る補助となります。2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金44万4千円は、減額された国庫負担金を県が補助するというものでございます。

6ページをお開きください。

4款2項は財政安定化基金支出金、及び5款1項財産運用収入は存目計上です。

6款1項1目一般会計繰入金は、一定のルールに基づき1億7,342万5千円を町一般会計から繰り入れするものです。

内訳のうち、1節保険基盤安定繰入金は被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税の軽減対象となった一般被保険者の数に応じて国県から補てんされるものを一般会計で受け入れ、国保特会に繰り出しをしているものです。

2節は未就学児の国保税均等割について、5割を公費で軽減する新しい制度で、負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1となり、令和4年度課税分から対象となるも

のです。保険基盤安定繰入金と同じく、国県分を一般会計で受け入れ、国保特会に繰り出しとなります。

3 節は、職員給与費など歳出の総務費に係るものです。4 節の出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 に当たる額を繰り入れるものです。

5 節、財政安定化支援事業繰入金は、所得の少ない被保険者等の数の増加による理由で国保財政に影響のある市町村について、国保財政安定化及び保険税負担の平準化のために一般会計から繰り入れるものです。

7 ページ、6 節その他一般会計繰入金は、町独自の施策として実施している医療費無料化の分です。

6 款 2 項基金繰入金は存目計上です。

7 款 1 項は繰越金で、前年度の繰越し 7,715 万 1 千円を見込んでおります。

8 ページをお開きください。

8 款 1 項は延滞金加算金及び過料で、1 目一般被保険者延滞金は保険税の延滞金 140 万 7 千円を見込みました。同じく 2 目退職被保険者等延滞金から、9 ページ 8 款 3 項 4 目退職被保険者等返納金までは、存目計上です。

8 款 3 項 5 目雑入 66 万円は人間ドックの個人負担分となります。

次に歳出です。10 ページをお開きください。

1 款総務費ですが、給料、職員手当、事務費に係るものとして 15 ページまでにわたって計上しております。

1 款 1 項総務管理費 4,943 万 3 千円は、職員 5 人、会計年度任用職員 1 人の人件費と町国保行政の運営に必要な事務費等となります。

12 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目連合会負担金 168 万 3 千円は、国保連合会運営に係る負担金で、被保険者数と均等割による負担金となります。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費 191 万 9 千円は、賦課徴収に係る事務費等です。

13 ページをご覧ください。

1 款 3 項運営協議会費 52 万 4 千円は、国保運営協議会に係る経費となります。

14 ページをお開きください。

1 款 4 項趣旨普及費 2 万 7 千円は国保制度の周知に係る各種パンフレット、チラシ等の経費となります。1 款 5 項収納率等特別対策事業費 124 万 7 千円は徴収事務に係る事務費等です。

15 ページをご覧ください。

2 款 1 項は保険給付費の療養諸費です。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度の給付実績が減となっており、令和 4 年度は対前年度比で 2.07%減を見込みました。1 目一般被保険者療養給付費 10 億 1,436 万 4 千円は、前年度よりも 2,107 万 4 千円の減、2 目退職被保険者等療養給付費は、存目計上となります。

16 ページをお開きください。

3 目一般被保険者療養費 288 万 6 千円は、補装具、柔道整復施術費等の保険者負担分

です。5目審査支払手数料330万円は、診療報酬明細書（レセプト）の審査に対する手数料となります。

17ページをご覧ください。

2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1億5,234万6千円は、一般被保険者の医療費自己負担分が一定額以上の高額に達した場合に発生する費用で、前年度よりも278万6千円の減となります。2目から4目は一般被保険者及び退職被保険者等の高額介護合算療養費で、国保と介護の自己負担を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に支給されるもので、存目計上となります。

18ページをお開きください。

2款3項移送費についても存目計上となります。

2款4項出産育児諸費ですが、被保険者が出産した際に1人につき42万円を限度として支給するもので10件を見込んでおります。

2款5項葬祭諸費は、被保険者が死亡した際に、葬祭費として1人につき5万円を支給します。

19ページをご覧ください。

2款6項傷病手当金は、新型コロナウイルスに感染した被用者である国保被保険者に対する手当であり、48万円を計上しました。

3款の国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費をもとに各市町村の過去2年間の医療費指数と所得係数、被保険者数を用いて算出し提示された金額で、県に支出する額となります。1項1目一般被保険者医療給付費分3億1,698万4千円から、20ページ、3項1目介護納付金分3,166万5千円までの計4億5,720万1千円は、県への納付金総額で対前年度比645万円の減となります。

現段階では仮算定ですので、6月第2回定例会におきまして、本算定の納付金額により予算を見直すこととなります。

20ページをお開きください。

5款1項特定健康診査等事業費1,880万2千円は、特定健康診査及び特定保健指導等を実施するための費用となります。

21ページをお開きください。

5款2項保健事業費は、指導にあたる保健師、被保険者に対する医療費の通知、日帰り人間ドック60人分の委託費用です。

22ページをお開きください。

5款3項健康管理センター事業費、1目施設管理費は、健康管理センターの維持管理費であり、前年度は高圧受変電設備の更新工事を計上したため、今年度は対前年度比で1,185万7千円減となります。

24ページをお開きください。

6款1項基金積立金と7款公債費は、存目計上となります。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金150万円は、過年度分の異動等による被保険者に対する還付金であります。

25 ページをご覧ください。

8 款 1 項 5 目その他償還金 1 万円は、国や社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び交付金等の精算による支払いが生じた際に支払うもので存目計上になります。

9 款予備費は 6,043 万 6 千円となります。

26 ページから 35 ページまでは、国民健康保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であり、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。

続きまして、議案 21 号「令和 4 年度会津坂下町介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 23 億 7,404 万 8 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めたいというものであります。

第 1 号として、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めております。

まず、概要をご説明申し上げます。

令和 4 年度は、第 8 期介護保険事業計画の 2 年目となります。本町の人口は減少を続けておりますが、65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、それに伴いまして要介護認定者及び介護サービス利用者も増加傾向にあります。介護給付費も年々増加しており、第 8 期計画では要介護状態にならないよう、高齢者の社会参加による介護予防に取り組んでおります。

当初予算の歳入では、被保険者数を 5,621 人と推定し前年より 10 人増となり、介護保険料総額は 0.7%増、また国庫支出金等は保険給付費等に即した伸びを見込みました。

歳出では、サービス受給者数とサービス利用料が年々増加傾向にあることから保険給付費を 0.5%の増、地域支援事業費は、訪問型・通所型サービスの負担増や成年後見制度利用支援事業費増等により 4.2%の増を見込みました。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。

総括の説明になります。まず、歳入です。

1 款保険料から 9 款諸収入まで、歳入合計は 23 億 7,404 万 8 千円であり、前年度予算と比較し、345 万 2 千円の減で、率にすると、0.14%の減であります。

次に 2 ページ、歳出であります。1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく 23 億 7,404 万 8 千円であり、財源内訳は国県支出金が 9 億 1,054 万 6 千円、その他の財源が、6 億 15 万 1 千円、一般財源が 8 億 6,335 万 1 千円であり、

3 ページ以降は詳細の説明になります。

まず歳入です。

1 款 1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料は、被保険者数 5,621 人、収納率 99% と想定し 4 億 3,348 万 6 千円と算出しました。

2 款 1 項手数料のうち、2 目民生手数料 50 万 4 千円は、配食サービス事業の個人負担分の手数料で、1 回当たりの実費 1,000 円に対し 300 円のご負担となります。

3 款 1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 3 億 7,715 万 2 千円は、保険給付費における国の負担割合です。

4 ページをお開きください。

3 款 2 項は国庫補助金で、1 目調整交付金は、市町村の財政力の格差等を調整するための交付金で、1 億 6,011 万 4 千円となります。2 目地域支援事業交付金 2,614 万 8 千円は、国からの介護予防事業、地域包括支援事業に対する交付金です。

4 款 1 項は支払基金交付金で、1 目介護給付費交付金 5 億 8,657 万 4 千円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分となります。2 目地域支援事業支援交付金 1,357 万 6 千円は、歳出における支払基金の負担割合分を交付金として計上したものです。

5 ページをご覧ください。

5 款 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 3 億 2,890 万 3 千円と、5 款 2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金 1,307 万 1 千円につきましても、県の負担割合分の計上となります。

6 ページをお開きください。

7 款 1 項一般会計繰入金は、3 億 6,091 万 2 千円、市町村の負担割合を一定のルールに基づく一般会計から繰入分となります。1 目介護給付費繰入金 2 億 7,155 万 7 千円は、介護サービス給付費の支出増により前年度比 0.3%、86 万 1 千円増となります。2 目地域支援事業繰入金 1,307 万 1 千円は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業に係る町負担分です。同じく 3 目低所得者保険料軽減繰入金 2,448 万 3 千円は、公費による保険料軽減策の強化として低所得者のために保険料を軽減するものです。同じく 4 目その他一般会計繰入金 5,180 万 1 千円は、職員給与等及び事務費に係る繰入金となります。

7 款 2 項基金繰入金 1,844 万円のうち、1,400 万円は第 8 期の介護保険料基準額を据え置きするために繰入するものです。また、444 万円は市町村特別給付において、在宅の寝たきり高齢者を支援するため、介護用品の給付をするための事業費を計上したものです。

7 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目繰越金 5,000 万円は、国県の介護給付費負担金が令和 2 年度から翌年度精算となったため、前年度と同額を計上するものです。

以下、存目の予算となりますので省略をさせていただいて、次に歳出の説明にさせていただきます。

9 ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費になります。職員 5 人分の人件費及び事務費の計上となります。  
10 ページをお開きください。

1 款 2 項は介護認定審査会費で、1 目認定調査等費 783 万 5 千円は、介護認定に必要な書類作成の役務費・委託料となります。

11 ページをご覧ください。

同じく 2 目、認定審査会共同設置負担金 543 万円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の要介護認定事務負担金となります。

続いて 2 款は歳出の 91.7%を占める保険給付費となります。

2 款 1 項介護サービス等諸費は、第 8 期介護保険事業計画を基に推計いたしました。

そのうち、1 目居宅介護サービス給付費が要介護認定者の増による利用増を見込み前年度当初より 896 万 3 千円の増、2 目地域密着型介護サービス給付費が 167 万 7 千円の増となり、3 目施設介護サービス給付費 10 億 3,025 万 6 千円は、特別養護老人ホームの入所者増を見込み 995 万 2 千円の増としました。

12 ページをお開きください。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費は、要支援認定者がほぼ同じとなる見込みであることから、6 万 2 千円減の 1,655 万 3 千円となります。

13 ページをご覧ください。

2 款 3 項その他諸費 163 万 9 千円は国保連合会への審査支払手数料となります。

2 款 4 項高額介護サービス等費 4,618 万 4 千円、2 款 5 項高額医療合算介護サービス等費 598 万 6 千円は、第 8 期介護保険事業計画を基に算出したところです。

14 ページをお開きください。

2 款 6 項市町村特別給付費 444 万円は、在宅の寝たきり高齢者を支援するため、今回新たに介護用品の給付をするための事業費であります。

2 款 7 項特定入所者介護サービス等費 1 億 1,667 万 6 千円は、第 8 期介護保険事業計画を基に推計と、介護保険施設に利用に係る食費負担限度額の変更により、前年比 1,476 万 2 千円の減となります。

15 ページをご覧ください。

3 款 1 項は介護予防・生活支援サービス事業費です。第 8 期介護保険事業計画に基づき、主に要支援者に対するサービスなどで 4,565 万 1 千円を計上しております。

3 款 2 項一般介護予防事業費は、従来的一次予防事業を中心に対象者の把握、予防普及、地域介護予防支援を行うことで 443 万 9 千円を計上いたしました。

17 ページをお開きください。

3 款 3 項は包括的支援事業等費・任意事業費となります。1 目総合相談費 673 万 9 千円、2 目権利擁護事業費 154 万 4 千円、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 46 万 3 千円は、地域包括支援センターへの委託経費となります。4 目任意事業費 428 万円は、配食サービスと成年後見制度利用等に係る経費であり、成年後見制度利用の報酬助成については人数の増を見込んでおります。

18 ページをご覧ください。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、地域包括ケア実現のために、医療と介護の相互理解や情報共有を行うことを目的に 678 万 3 千円を計上しております。6 目生活支援体制整備事業費は、地域住民、高齢者、ボランティア等の担い手体制の整備を目的とし、生活支援コーディネーター業務を委託し、785 万 4 千円を計上しております。

19 ページをお開きください。

7 目認知症総合支援事業は、認知症への総合的な支援のため相談員を設置し、758 万 7 千円の計上となります。8 目地域ケア会議推進事業は、高齢者の自立支援のケアマネジメント、地域課題把握、地域資源発掘のための費用で 53 万 1 千円を計上しております。

20 ページをお開きください。

3 款 4 項は、その他諸費で 1 目 14 万 4 千円は国保連へ審査手数料となります。

3 款 5 項高額介護予防費相当事業負担金として 8 万 4 千円、同じく 6 項は、高額医療介護予防費相当事業負担金 1 万 5 千円となります。

21 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目償還金 53 万 1 千円は過年度分の還付金となります。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、存目計上です。

22 ページをお開きください。

6 款予備費は、5,842 万 8 千円となります。

23 ページから 32 ページまでは、介護保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。

続きまして、議案 22 号「令和 4 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計予算」をご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 20 万 6 千円としたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

まず、概要をご説明申し上げます。

保険料率は 2 年ごとに見直すことが高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、令和 4 年度は、改正後の 1 年目で、保険料は均等割 44,300 円、所得割 8.48%であります。算出の基礎となります被保険者数は対前年度比 28 人増の 3,187 人となります。保険料均等割については 1,000 円の増、所得割については 0.28%の増となるため、保険料総額は対前年度比が増となる見込みであります。

それでは、総括を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。まず、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入まで、歳入合計は 2 億 20 万 6 千円、前年度予算と比較し 516 万円 8 千円の増です。

2 ページをお開きください。歳出です。

1 款総務費から 4 款予備費までの歳出合計は、歳入合計と同額の 2 億 20 万 6 千円です。財源内訳は、全て一般財源となっております。

3 ページ以降は詳細の説明となります。まず歳入です。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料は、被保険者数を 3,187 人と見込み、対前年度比 310 万 7 千円増の 1 億 4,641 万 3 千円を計上いたしました。

3 款 1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 116 万 7 千円は、徴収等に係る事務費を、2 目保険基盤安定繰入金 5,187 万円は、低所得者に係る保険料の減額分と、元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料の軽減による減額分を、それぞれ一般会計から繰り入れるものです。県負担分が 4 分の 3、町負担分は 4 分の 1 となります。

以下は存目計上につき省略をさせていただき、次に歳出の説明をさせていただきます。

6 ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費 116 万 7 千円は事務費等の計上です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 9,828 万 5 千円は、歳入予算の保険料、繰越金、及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を県の後期高齢者医療広域連合に納付するための計上となります。

7 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目保険料還付金 70 万円は、過年度保険料の還付金を計上いたしました。説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

次に議案第 23 号から議案第 26 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第 23 号「令和 4 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 3,970 万円と定めたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、債務負担行為でありまして、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」によりたいというものであります。

第 3 条は、地方債でありまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表

地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、坂下西、坂下東及び坂下中央浄化センターの維持管理費や、3 処理区内における管渠埋設等の実施設計費及び工事請負費等を計上いたしました。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。「第 2 表債務負担行為」であります。

県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業を令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 ヶ年の複数年契約とし、令和 5 年度から令和 7 年度までの債務負担行為限度額を 8 億 8,753 万 8 千円としたいというものであります。

4 ページをお開きください。「第 3 表地方債」であります。

公営企業債の借入限度額を 1 億 5,930 万円、下水道事業資本費平準化債の借入限度額を 800 万円、公営企業会計適用債の借入限度額を 1,800 万円とそれぞれ定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。歳入であります。

1 款分担金及び負担金から 7 款町債まで歳入合計が 5 億 3,970 万円でありまして、前年度比 290 万 4 千円の減であります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款下水道事業費から 3 款予備費まで、歳出合計が 5 億 3,970 万円でありまして、その財源内訳は、国県支出金 1 億 3,766 万 8 千円、地方債 1 億 8,530 万円、その他の特定財源 7,909 万 6 千円、一般財源 1 億 3,763 万 6 千円となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 1 項 1 目負担金 500 万 4 千円は、前年度比 398 万 7 千円の減でありまして、新規賦課区域面積の減が主な理由であります。

2 款 1 項 1 目使用料 7,390 万円は、前年度比 185 万円の増であります。これは、供用開始区域拡大に伴う接続戸数の増によるものであります。

2 款 2 項 1 目手数料 9 万円は、指定業者登録新規手数料 1 件及び更新手数料 8 件を見込んだものであります。

4 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目土木費国庫補助金 1 億 3,550 万円は、前年度比 200 万円の増であります。

4 款 1 項 1 目土木費県補助金 216 万 8 千円は、前年度比 55 万 5 千円の減であります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、負担金、使用料、国・県の補助金、町債等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に補填財源として繰り入れするものでありまして、1 億 2,699 万 9 千円を計上いたしました。前年度比 326 万 7 千円の増であります。

6 款 1 項 1 目延滞金から 6 款 2 項 1 目預金利子までは、存目であります。

5 ページをお開きください。

6 款 3 項 1 目雑入 1,073 万 6 千円は、前年度比 315 万 9 千円の減であります。主なものは 1 節雑入の下水道まつり助成金 10 万円及び 2 節消費税還付金 1,063 万 4 千円であります。

7 款 1 項 1 目下水道事業債 1 億 8,530 万円は、前年度比 2,300 万円の減となっております。これは、管渠埋設工事等事業費に伴う公共下水道整備事業債 1 億 5,930 万円、資本費平準化債 800 万円及び公営企業会計適用債 1,800 万円によるものであります。

7 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1,830 万 9 千円は、前年度比 481 万 3 千円の増であります。主なものとしまして、12 節委託料 1,801 万 8 千円は、企業会計導入に伴う固定資産調査及び評価に係る委託料であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費 6,490 万 4 千円は、前年度比 357 万 8 千円の減であります。10 節需用費は 966 万 7 千円であります。その主なものは、坂下西、坂下東及び坂下中央の各浄化センターに係る電気料及び水道料の光熱水費 926 万円であります。

8 ページをお開きください。

11 節役務費 76 万 7 千円は、各浄化センター監視システムの電話回線使用料及びスカム等廃棄物の最終処分場への運搬料であります。12 節委託料は 4,882 万 4 千円ですが、その主なものは、処理場維持管理に係る委託料 4,648 万 1 千円でありまして、坂下西、坂下東及び坂下中央の各浄化センターの維持管理費及び汚泥処分に係る処分費や運搬費などあります。

なお、浄化センターの維持管理につきましては、同じ処理方式を採っております金山町、昭和村との広域連携による共同発注により、管理経費の削減に努めているところであります。

また、水道事業会計への使用料徴収収納事務委託費として 173 万 3 千円を計上しました。

14 節工事請負費 557 万 5 千円は、坂下西浄化センター原水ポンプ設備及びブロー設備更新、坂下中央浄化センター水処理槽シート張替及び非常用発電機基盤交換工事等の修繕費を計上しております。

1 款 3 項 1 目建設費 3 億 3,207 万 5 千円は、前年度比 75 万 4 千円の減であります。

9 ページをお開きください。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 2 名分の人件費を計上しております。7 節報償費 22 万 2 千円は、新規賦課区域の受益者負担金前納報奨金を計上しております。

10 ページをお開きください。

12 節委託料 1 億 1,800 万円は、坂下西、坂下中央処理区の整備区域拡大に伴う路線測量並びに地質調査業務のほか、坂下西、坂下中央処理区の管渠埋設工事等に係る実施設計並びに下水道台帳システムデータ作成に係る委託料等を計上したものであります。13 節使用料及び賃借料 140 万 4 千円は、コンピューター支援設計ライセンス使用料及び受益者負担金システム賃借料等であります。14 節工事請負費 1 億 6,340 万円は、坂下西、坂下中央処理区の管渠埋設工事や舗装復旧工事に係る工事請負費を計上したものであります。21 節補償補填及び賠償金 3,230 万円は、管渠埋設工事に支障となる水道管等の移設補償費を計上したものであります。

11 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目元金は 1 億 448 万 2 千円となっております。また、2 目利子は、1,977 万 4 千円でありまして、これはともに償還計画によるものであります。

3 款 1 項 1 目予備費は 15 万 4 千円を計上しております。

12 ページから 19 ページにつきましては、給与費明細書であります。

20 ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書であります。令和 3 年度に設定いたしました、企業会計導入業務委託であります。債務負担の期間は、令和 4 年度から令和 5 年度であり、前年度末までの支出見込額はございません。当該年度以降の支出予定額は 1,286 万 5 千円となる見込みであります。

21 ページをお開きください。

地方債に関する調書であります。令和 4 年度末の地方債残高は 19 億 1,609 万 9 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 24 号「令和 4 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,891 万 7 千円にしたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、地方債でありまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、建物移転等の補償費、仮換地の擁壁設置工事費等を計上いたしました。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳入歳出予算」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き下さい。「第 2 表地方債」であります。公共事業等債は、借入限度額を 4,350 万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。歳入であります。

1 款国庫支出金から 5 款町債まで、歳入合計 1 億 8,891 万 7 千円、前年度比 1,387 万 5 千円の減であります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款事業費から 2 款公債費まで、歳出合計 1 億 8,891 万 7 千円でありまして、その財源内訳は、国庫支出金 5,351 万円、地方債 4,350 万円、その他特定財源といたしまして、178 万 6 千円、一般財源 9,012 万 1 千円となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 1 項 1 目土木費国庫補助金 5,351 万円は、前年度より 188 万 5 千円の減となって

おります。

2 款 1 項 1 目不動産売払収入 176 万 8 千円は、前年度比 414 万 2 千円の減となっております。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の歳入合計に対し、不足する場合に繰り入れるものでありまして、9,012 万 1 千円を計上いたしました。

4 款 1 項 1 目預金利子から、次のページ、4 ページをお開きください。4 款 2 項 1 目雑入までは、存目であります。

5 款 1 項 1 目土木債 4,350 万円は、前年度比 160 万円の減となっております。これは、補助対象事業費の減によるものであります。繰越金は 0 円であり、前年度比 1 千円の減となっております。

5 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費 1 億 2,020 万 1 千円は、前年度比 959 万 8 千円の減となっております。

主な理由といたしましては、補助対象事業費の減によるものであります。

次に、主な経費でございますが、1 節報酬は、土地区画整理審議会委員及び評価員の報酬であります。2 節給料から 4 節共済費までは、職員 1 名分の人件費を計上しております。10 節需要費 5 万 5 千円は、積算資料等の費用を計上しております。12 節委託料 143 万 6 千円は、町管理地の除草等維持管理費のほか画地確定測設業務に要する委託料を計上したものであります。

6 ページをお開きください。

14 節工事請負費 368 万 2 千円は、仮換地の擁壁設置工事及び通学路安全点検指摘箇所の簡易舗装工事等を計上いたしました。18 節負担金補助及び交付金 512 万 3 千円は、道路築造工事に伴う水道管布設にかかる負担金を計上しております。21 節補償補填及び賠償金 1 億 322 万 4 千円は、建物移転等 4 戸 6 棟の補償費及び農業休止補償等であります。

2 款 1 項 1 目元金は 6,704 万 4 千円となっております。また、2 目利子は、167 万 2 千円でありまして、これは共に償還計画によるものであります。

7 ページから 14 ページまでは、給与費明細書であります。

15 ページをお開きください。

地方債に関する調書であります。令和 4 年度末残高は、4 億 3,772 万 3 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 25 号「令和 4 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,744 万円と定めたいというものであります。第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該

区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によりたいというものであります。

本年度の予算は、窪倉・合川・陣が峯城・長井の各浄化センターの維持管理費等を計上いたしました。

1 ページをお開きください。「第1表歳入歳出予算」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。歳入であります。

1 款分担金及び負担金から4 款諸収入まで歳入合計が6,744 万円であり、前年度比143 万円の減であります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費から3 款予備費まで、歳出合計6,744 万円でありまして、その財源内訳は、その他の特定財源1,742 万3 千円、一般財源5,001 万7 千円となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

1 款1 項1 目農林水産業費分担金7 万9 千円は、受益者分担金滞納繰越分であります。

2 款1 項1 目使用料1,734 万2 千円は、前年度比128 万2 千円の減となっております。これは糸桜里の湯の廃業に伴う減額であります。

3 款1 項1 目一般会計繰入金は、分担金、使用料等の歳入合計が歳出合計に対して不足する場合に補填財源として繰り入れするものでありまして、5,001 万5 千円を計上いたしました。前年度比3 万9 千円の減であります。

4 ページをお開きください。

4 款1 項1 目延滞金から4 款2 項1 目預金利子までは、存目であります。

4 款3 項1 目雑入1 千円は、前年比11 万8 千円の減となっております。これは、搬出汚泥に係る放射線量測定委託料が原子力損害賠償金の補償対象外となったためであります。

5 ページをお開きください。歳出であります。

1 款1 項1 目一般管理費は195 万円であります。26 節公課費の消費税及び地方消費税191 万5 千円が主なものであります。

1 款2 項1 目維持管理費2,331 万6 千円は、前年度比41 万2 千円の減であります。2 節給料から4 節共済費まで、職員1 名分の人件費を計上しております。

6 ページをお開きください。

10 節需用費の384 万7 千円は、4 ヲ所あります浄化センターの光熱水費309 万3 千円が主なものであります。12 節委託料902 万5 千円ではありますが、4 浄化センターの維持管理費591 万8 千円及び汚泥引抜運搬費204 万6 千円が主なものであります。

なお、維持管理費のうち窪倉及び合川浄化センターにつきましては、令和3 年度より3 年間の長期継続契約を締結し、管理経費削減を図っております。また、陣が峯城及び長井浄化センターにつきましても、同じ処理方式を採っております金山町、昭和村との広域連携による共同発注により、管理経費削減を図っているところであります。

7 ページをお開きください。

13 節使用料及び賃借料 20 万 8 千円は、業務用車両のリース料であります。14 節工事請負費 224 万 2 千円は、窪倉浄化センター非常用エンジンポンプ自動起動盤取替及び、合川浄化センター原水ポンプ等の修繕費であります。18 節負担金補助及び交付金 247 万 4 千円は、真木・津尻処理区処理場等の維持管理に係る協定書に基づく喜多方市への負担金であります。

2 款 1 項 1 目元金は、3,387 万円となっております。また、2 目利子は、808 万 9 千円でありまして、ともに償還計画によるものであります。

8 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目予備費は、21 万 5 千円を計上しております。

9 ページから 16 ページにつきましては、給与費明細書であります。

17 ページをお開きください。

地方債に関する調書であります。令和 4 年度末残高は、3 億 6,321 万 4 千円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 26 号「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第 1 条は、令和 4 年度会津坂下町の水道事業会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、業務の予定量でありまして、給水戸数を 5,591 戸、給水人口を 1 万 4,522 人、年間配水量を 187 万 m<sup>3</sup>、一日平均配水量を 5,123 m<sup>3</sup>に、それぞれ予定したいというものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。収入につきましては、第 1 款水道事業収益を 5 億 1,532 万 5 千円、支出につきましては、第 1 款水道事業費用を 4 億 8,778 万 1 千円と予定したいというものであります。

次ページをお開きください。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。収入につきましては、第 1 款資本的収入を 2 億 945 万 1 千円、支出につきましては、第 1 款資本的支出を 3 億 3,081 万 8 千円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,136 万 7 千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 1 億 896 万 7 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,240 万円で補てんするものであります。

第 5 条は、企業債でありまして、上水道施設整備事業債として起債限度額を 1 億 6,190 万円と定めたいというものであります。

第 6 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、営業費用、営業外費用及び特別損失であります。

次のページをご覧ください。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費の 3,058 万 5 千円であります。

第8条は、他会計からの補助金で、水道事業助成のための補助金額は883万7千円であります。

第9条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、限度額を545万5千円に定めたいというものであります。

次に、予算に関する説明書でございます。1ページから2ページまでは予算の実施計画であります。これにつきましては、16ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金期首残高は、貸借対照表上の令和3年度末現金預金残高6億7,578万70円と予定しており、資金期末残高は、令和4年度末現金預金残高6億3,412万7,997円と予定したいというものであります。

4ページをご覧ください。令和3年度予定損益計算書であります。

5ページをお開きください。令和3年度予定貸借対照表であります。

6ページをご覧ください。令和4年度予定貸借対照表であります。

7ページから13ページまでは給与費明細事項を掲載しております。

次に14、15ページをお開きください。注記表であります。

次に16ページをご覧ください。予算明細書であります。

その主なものについてご説明申し上げます。

まず、収益的収入について申し上げます。

1款1項1目給水収益の本年度予定額は4億5,423万6千円で、前年度比290万6千円の増となりました。これは、水道使用料で、前年度実績見込額から計上したものであります。

1款1項3目その他の営業収益の本年度予定額は595万5千円で、前年度比107万6千円の増となります。3節加入金の新規見込として、柳田地区開発に伴う大型商業施設等を含め算出し、前年度比79万2千円増の247万5千円を計上いたしました。4節雑収益の259万円は、消火栓維持管理負担金並びに下水道及び農業集落排水事業特別会計からの使用料徴収経費負担金を計上したものであります。

17ページをお開きください。

1款2項2目他会計補助金の本年度予定額は、昨年と同額の883万7千円となります。これは、水道事業助成のための一般会計及び坂下東第一地区土地区画整理特別会計からの補助金で、企業債元利償還金の一部補助となっております。

1款2項3目雑収益の本年度予定額は191万1千円で、前年度比60万1千円の増となります。これは、令和4年度実施の水道メーター一斉交換対象件数が前年度より増となり、メーターの残存価格の取替差益分が増となるためであります。

1款2項4目長期前受金戻入の本年度予定額5,699万5千円は、現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

1款3項1目過年度損益修正益は、存目であります。

18 ページをご覧ください。収益的支出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の本年度予定額は 1 億 9,070 万 9 千円で、前年度比 30 万 4 千円の増となります。

主なものは、31 節受水費 1 億 8,846 万 3 千円で、会津若松地方広域市町村圏整備組合よりの受水費用であります。

1 款 1 項 2 目配水及び給水費の本年度予定額は、5,228 万 5 千円で、前年度比 300 万 2 千円の増となります。

19 ページをお開きください。

17 節委託料の主なものとしまして、水質化学検査等では、3 年に一度の全項目検査の実施により、前年度比 41 万 3 千円増の 147 万 6 千円。メーターの取り替えでは、取替件数の増により前年度比 168 万 2 千円増の 443 万 1 千円を計上いたしました。また、新たに廃棄処分として、施設に保管されている低濃度 PCB や撤去した塩ビ管・ポリ管の処分費用として 189 万円を計上しております。20 節修繕費は 1,160 万 6 千円で、給水管等漏水修理及びメーター一斉交換に係る経費が主なものであり、前年度比 119 万 5 千円の減となっております。48 節工事請負費は、配水管布設替工事等に伴う給水等布設替え工事費であります。

20 ページをご覧ください。

1 款 1 項 3 目受託工事費の本年度予定額は 33 万 3 千円で、前年度比 1 万 5 千円の増となります。

1 款 1 項 4 目総係費の本年度予定額は 6,108 万 3 千円で、前年度比 132 万 1 千円の増となります。1 節給料から 6 節賞与引当金繰入額までは、職員 4 名分の人件費であります。また、令和 4 年度から新規に会計年度任用職員 1 名分の人件費を計上しております。

21 ページをお開きください。

14 節印刷製本費 152 万 2 千円は、水道使用料関係の納付書及び検針における感熱ロール紙等を計上しております。15 節通信運搬費 284 万 5 千円は、水道施設の電話料と納付書発送等の郵便料であります。17 節委託料 1,476 万 3 千円は、水道検針業務及び水道業務システムの保守料等であります。19 節賃借料 492 万 9 千円は、水道料金システム及び水道用ハンディターミナル機器の賃借料等であります。

22 ページをご覧ください。

1 款 1 項 5 目減価償却費の本年度予定額は 1 億 4,523 万円で、前年度比 296 万 2 千円の増となります。主なものは、配水管等の構築物が 1 億 3,854 万 4 千円、機械及び装置が 495 万 6 千円あります。

1 款 1 項 6 目資産減耗費の本年度予定額は 1,964 万 1 千円で、前年度比 137 万 9 千円の増となります。これは、配水管布設替などに伴う減価償却費として、費用化されていない額を計上したものであります。

1 款 2 項 1 目支払利息の本年度予定額は 761 万 8 千円で、前年度比 170 万 2 千円の減となります。これは、企業債償還に伴う利息であります。

1 款 2 項 2 目雑支出の本年度予定額は 215 万 5 千円で、前年度比 50 万円の増となりま

す。これは、令和4年度実施の水道メーター一斉交換対象の水道メーターの評価額が主なものであります。

23 ページをお開きください。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税の本年度予定額は 652 万 7 千円で、委託料、工事請負費などに係る課税仕入れの消費税の減により、前年度比 587 万 1 千円の増となります。

1 款 3 項 1 目過年度損益修正損は、存目であります。

1 款 3 項 2 目その他特別損失は、前年度同額の 15 万円を計上いたしました。

24 ページをご覧ください。資本的収入について、ご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目企業債の本年度予定額は 1 億 6,190 万円。これは、水道施設等耐震化事業及び県道喜多方会津坂下線（八千代橋）水管橋更新工事等単独工事、並びに水道施設配電盤設備更新工事に対する起債であります。

1 款 3 項 1 目他会計負担金の本年度予定額は 3,230 万円で、前年度比 1,999 万 2 千円の増となります。これは、下水道事業施工区域内における配水管布設替工事に係る一般会計・下水道事業特別会計からの工事負担金であります。

1 款 5 項 1 目寄附金は、前年度同額の 25 万円を計上いたしました。

1 款 6 項 1 目国庫補助金 1,500 万円は、水道施設等耐震化事業の生活基盤施設耐震化等交付金であります。

1 款 7 項 1 目その他収入は、存目であります。

25 ページをお開きください。資本的支出について、ご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目事務費 60 万 4 千円は、水道施設等耐震化事業に係る事務消耗品費等を計上いたしました。

1 款 1 項 2 目メーター費の本年度予定額は 7 万 5 千円で、新規取付見込を計上したものであります。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費の本年度予定額は 2 億 6,355 万 2 千円で、前年度比 5,338 万 6 千円の増であります。主なものとしまして、3 節構築物、配水管布設工事で 2 億 945 万円、4 節機械及び装置、水道施設配電盤設備更新工事等で 5,406 万 5 千円を計上したものであります。

26 ページをご覧ください。

7 節リース資産 342 万 7 千円は、水道管の管理システムサービスに係るリース料であります。

1 款 1 項 6 目リース債務支払額の本年度予定額は 28 万 2 千円は、更新予定の公用車に係る元本支払額を計上したものであります。

1 款 2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は 6,237 万 7 千円で、前年度比 178 万 8 千円の増となります。これは企業債償還に伴う元金であります。

27 ページをお開きください。実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入 5 億 1,542 万 7 千円、収益的支出 4 億 8,762 万 5 千円で、差し引き税込当期純利益は 4,054 万 4 千円となり、消費税及び地方消費税資本

的収支調整額 1,240 万円と貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 8 千円を差し引いた税抜当期純利益を 2,813 万 6 千円を見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的収入 2 億 945 万 1 千円、資本的支出 3 億 3,081 万 8 千円で、差し引き 1 億 2,136 万 7 千円の不足額を過年度分損益勘定留保資金 1 億 896 万 7 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,240 万円で補てんしたいというものであります。

補てん財源の明細につきましては、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日に行います。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 4 時 48 分）

再開を 4 時 55 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 4 時 55 分）

お諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめ午後 6 時まで延長したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議時間は午後 6 時まで延長することに決定しました。

◎請願・陳情の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、「請願・陳情の常任委員会付託」を議題といたします。

本定例会において、去る 2 月 24 日の正午までに受理した「請願・陳情」は、お手元にその写しを配布しておりますので、請願及び陳情番号、受理年月日、件名、請願者及び陳情者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

請願番号第1号、受理年月日、令和4年2月10日、件名、シルバー人材センターに対する支援を求める請願書、請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町字石田 1515 番地の8、公益社団法人、会津坂下地方広域シルバー人材センター、理事長、春日芳則、紹介議員、物江政博。

請願番号第2号、受理年月日、令和4年2月22日、件名、「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋立に使用しないよう求める意見書提出」を求める請願について、請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字束松字上野中甲 781、和田正志、紹介議員、小畑博司。

陳情番号第1号、受理年月日、令和4年2月22日、件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書、陳情者住所氏名、福島県会津坂下町字市中三番甲 3662、日本労働組合総連合会、福島県連合会、両沼地区連合会議長、青木和久。

◎議長(水野孝一君)

まず請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

3番、物江政博でございます。シルバー人材センターに対する支援を求める請願書について説明いたします。

まず請願の趣旨ですが、消費税における適格請求書保存方式(インボイス制度)について、シルバー人材センター事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を内容とする標記意見書の提出を請願いたします。

請願理由といたしまして、シルバー人材センター(以下「センター」といいます)、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっています。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも

社会参加、健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題であります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであります。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、適格請求書を交付することが困難で仕入控除が認められる適用除外等の措置を講ずる必要があります。

よって、国に対して、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講じるよう強く要望し、標記意見書の提出を請願するものであります。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第 2 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

7 番、小畑博司でございます。請願第 2 号につきまして、紹介議員として趣旨の説明をさせていただきます。

「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古新基地建設の海洋埋め立てに使用しないよう求める意見書提出」を求める請願についてでございます。

昨日でしたか、ウクライナの大統領が、ロシアの爆撃によってホロコーストで殺されたユダヤ人の、ユダヤの方々を慰める施設を爆撃されたということで、ユダヤ人は二度殺された、非常に憤慨をしておりました。そんなニュースを私は耳にいたしました。

この請願の趣旨につきましては、お手元にいつているとおりでございますけれども、ご存知のように、沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1,593 名の氏名が刻銘されています。その中には 1,014 名の福島県出身の戦死者も含まれております。

沖縄南部地域は、特に激戦地として知られており、軍人だけでなく多くの民間人が犠牲になったことが記録に残されていることはご存じのとおりでございます。そして、今、戦後 76 年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

沖縄防衛局は辺野古新基地建設の海洋埋め立てにその南部からも土砂を採取しようと

しています。さきの大戦で犠牲になられた人々の遺骨が入った土砂を、その血が入った土砂を埋め立てに使用することは、沖縄県民の方々をはじめ、多くの遺族の気持を考えれば、人道上とても許されることではありません。

ガマフヤー、沖縄で遺骨収集者という意味ですけれども、それをなさっている具志堅さんは訴えております。私の住んでいるところにも、摩文仁に行って、今までも遺骨収集を行っている方もいらっしゃいます。

皆様方におかれましては、請願の趣旨をご理解いただいて、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項について国会及び政府関係機関に意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

どうか同僚議員の皆さん、ご理解いただきまして、満場一致で採択していただき、意見書を提出していただきますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

#### ◎議長（水野孝一君）

これらの請願・陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎予算特別委員会の設置について

日程第11、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第19号「令和4年度会津坂下町一般会計予算」から議案第26号「令和4年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については、委員会条例第5条の規定により14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号「令和4年度会津坂下町一般会計予算」から議案第26号「令和4年度会津坂下町水道事業会計予算」までの8件については14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を

職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

1 番、目黒克博君、2 番、蓮沼文明君、3 番、物江政博君、4 番、赤城大地君、5 番、横山智代君、6 番、渡部正司君、7 番、小畑博司君、8 番、佐藤宗太君、9 番、山口享君、10 番、渡部順子君、11 番、五十嵐一夫君、12 番、酒井育子君、13 番、青木美貴子君、14 番、水野孝一君。

◎議長(水野孝一君)

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、14 人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました 14 人を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会は、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長との互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会後の全員協議会終了後、大会議室において、予算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により年長の委員が行うことになっておりますので、12 番、酒井育子君にお願いいたします。

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

3 月 4 日から 6 日までは休会であります。

3 月 7 日は、10 時より本会議を開き一般質問を行います。一般質問は 2 月 17 日正午に通告を締め切っており、議員 9 名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長(水野孝一君)

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 5 時 10 分)

なお、ただちに議会全員協議会を開催いたしますので、関係者は大会議室にご参集願います。

終了後、議員のみによる予算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 3 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員